

ケネディのベルリン演説（1963年6月）再考

—— ブラント東方政策との比較 ——

青 木 國 彦*

目 次

- 1 はじめに
- 2 ケネディ・ドクトリン 1961 (K1961)
 - 2.1 1961年の米ソ共通理解
 - 2.2 一度は決裂：ウィーン首脳会談
 - 2.3 「3要件」
 - 2.4 妥協
 - 2.5 怒りと忍従
- 3 ケネディ・ドクトリン 1963 (K1963)
 - 3.1 市庁舎前演説と自由大学演説
 - 3.2 キューバ危機
 - 3.3 市庁舎前演説と平和演説
 - 3.4 市庁舎前演説の実際と原稿
- 4 その後
- 5 ケネディとブラント東方政策

Abstract

1) The Kennedy doctrine of 1961 acknowledged Soviet control over the eastern side of the Iron Curtain. 2) I pointed out that this became a precondition for the Brezhnev doctrine in 1968. 3) Kennedy's 1963 address at the West Berlin Town Hall proposed a new strategy. It was different from his "strategy of peace" shown by his address at the American University. It aimed to realize the human rights in the communist bloc. I call this strategy the Kennedy doctrine of 1963. I proved that this doctrine was not a part of his ad-lib, but a part of the script (the index cards). 4) We can regard the Kennedy doctrine of 1963 as well as his address to the General Assembly of the UN 1963 as a forerunner of the CSCE process. 5) The "New Ostpolitik" of Willy Brand adopted Kennedy's "strategy of peace". But the Ostpolitik was very different from the Kennedy doctrine of 1963 shown by his Berlin Town Hall address. The former was focused on the humanitarian problems, as the basket 3 of the Helsinki Final Act did. But the latter was focused on the human rights, as the 7th principle of the Helsinki Final Act did. To show the character of the Ostpolitik, I explain the details of the "Passierscheinabkommen" (pass-agreement), the close relationships between the leaders of West German Social Democrats and East German secret diplomat (the Stasi-agent Hermann von Berg), the criticism of the Ostpolitik by East German dissidents and so on.

* 東北大学名誉教授／元東北大学大学院経済学研究科教授

1 はじめに：主張と構成¹⁾

米大統領ケネディは1963年6月に3つの重要演説をおこなった。10日アメリカン大学での演説(jfk630610, 以下平和演説), 26日昼の西ベルリン市庁舎前の演説(jfk630626, 以下市庁舎前演説), 同日午後のベルリン自由大学での演説(jfk630626a, 以下自由大学演説)である。平和演説はその末尾の言葉から「平和戦略」とも称され, 市庁舎前演説は, その中に二度登場した言葉から, Ich bin ein Berliner 演説とも言われる。

平和演説はマスコミ, 研究者, ソ連側など広く, 理性的にデタントを求めた名演説と称賛され, 自由大学演説は平和演説の系譜に属し, ブラント(当時西ベルリン市長)らの新東方政策を勇気づけたと評価された。

市庁舎前演説は演説直後の西独週刊誌 SP やその後の諸研究によって「我を忘れた」感情的アドリブであり, 平和演説を台無しにしたと批判された。それらは同演説への市民の熱烈な拍手喝采を衆愚のそれと見たかの如くである。

2年前に西ベルリン市民は壁建設開始へのケネディの無為無策に怒りの大集会を開いた。

このような評価の分裂や変化は, ベルリン対策についての1961年のケネディと1963年の彼の違い, 平和演説と市庁舎前演説の異同を反映している。

市庁舎前演説は, 1961年夏(ウィーン首脳会談や壁建設開始時)のケネディの方針とは質的に異なる対共産圏人権戦略を示した。それは平和演説にも無かった。市庁舎前演説には確か

にアドリブも少なくない。しかしこの人権戦略部分はアドリブではなく, ホワイトハウスと国務省が練りに練った原稿のとおりであった。にもかかわらず, そのことは無視され続け, アドリブ視の渦の底に沈んできた。本稿はこのような市庁舎前演説評価を覆し, それが米政権としての対共産圏人権戦略を打ち出したことを明らかにしたい。

周知のように西側の人権戦略は1975年の全欧安保協力会議(以下CSCE)ヘルシンキ宣言に具体化され, 共産圏, 特にポーランド, 東独, チェコスロバキアで有効な反体制運動支援となった。市庁舎前演説はヘルシンキ宣言の人権原則の先駆, また同年9月のケネディの国連演説(jfk630920)は同宣言の信頼醸成や人的交流の部分の先駆であった。

本稿の以上の論旨に対して, 人権戦略の始点は平和演説やブラント東方政策にあるとのコメントが寄せられた。このコメントはケネディ演説とブラント東方政策の両方の誤解に, 典拠とされた文献の誤読が重なったものながら, それへの肩入れも少なくなかったので, ケネディとの比較におけるブラント東方政策の本質的内容とその功罪の詳論を加えることにした。

本稿の構成は次のとおりである。第2節は, 第2次ベルリン危機勃発からウィーン首脳会談を経て壁建設開始に到る経緯を, ウィーン首脳会談50周年プロジェクト資料や壁建設関連の最近の資料も紹介しつつ振り返り, その中でケネディの1961年のベルリン対策(ケネディ・ドクトリン1961と名付け, K1961と略す), すなわち一方で西ベルリン防衛とソ連の平和条約要求拒否, 他方で壁容認とソ連勢力圏への不干渉が確定したこと, しかし壁建設前後に対共産圏接近策が検討されたこと, 壁建設怒りと忍従などを論ずる。

第3節の3.1において市庁舎前演説への毀誉褒貶と同演説の内容を紹介し, その核心が「締めくくりの訴え」であり, そこでは「壁を越え

1) 本稿は科研費基盤研究C「ベルリンの壁開放の真のプロモーターとしての東独出国運動に関する総合的研究」(課題番号26370869)の一環であり, 比較経済体制学会2016年度大会での報告「ソ連政治局ブレジネフ・ドクトリン放棄(1981年12月10日)のその後」のうちのケネディ関連を取り出し加筆した。

て」自由と人権を実現することにより恒久平和とドイツ・ヨーロッパ分割克服を実現するとの対共産圏人権戦略（ケネディ・ドクトリン 1963 と名付け、K1963 と略す）が示されたこと、それは CSCE ヘルシンキ宣言（1975 年）第 1 バスケット前半にある人権原則の先駆であったことを論じる。加えて、同演説の 3 ヶ月後のケネディの国連演説が、ヘルシンキ宣言第 1 バスケット後半と第 3 バスケットに相当する課題も提案したことを指摘する。

3.2 では K1961 から K1963 への変化の 1 つの理由としてキューバ危機を取り上げる。3.1 の一部と 3.3 では平和演説や自由大学演説と市庁舎前演説の関係を論じる。

3.4 では市庁舎前演説への「感情的アドリブ」批判に答えるために、同演説の実際と原稿を詳細に検証し、「締めくくりの訴え」がほぼ原稿通りであり、しかもその内容をより直截に表現する言葉が原稿にあることも示す。

第 4 節は、人権戦略のその後の経緯に簡単に触れる。

第 5 節は、以上の私見への批判への反批判として、ケネディと西独のプラント東方政策の関係、プラント東方政策の基本的内容と本質、その功罪を示す。その際西独社会民主党（以下 SPD）と東独シュタジ（国家保安省またはその職員）の「非公式協力者」（以下 IM）であった「秘密外交官」との密な接触や東独反体制派・党内反対派の見方にも触れる。

ケネディと人権の関連への言及は多いし、平和演説と CSCE の関連の言及もある（例えば Vogtmeier 1996 や Steglich 1996）。しかし市庁舎前演説に人権戦略を見だし、それをヘルシンキ宣言の先駆と位置づける本稿の主張は管見²⁾の限り見られない。

2) 本稿引用文献リストの中の該当文献に加えて以下である（和洋別の刊行順）、伊藤孝之編 1992 『ソ連東欧諸国の変動と国際システムへの再統合 I』北海道大学スラブ研究センター；

宮脇（2003：104-5）には「3 年間〔1955-1957 年〕を除き 1966 年頃まで NATO 外相会議では東側の人権問題の指摘や批判は姿を消す。…ベルリンの壁の構築（1961 年）やキューバ危機（1962 年）は、東西の人権論争を NATO という西側最大の外交的舞台の場で巻き起こすことはなかった」とあるが、NATO の場ではない市庁舎前演説は対象外であったのかもしれない。

2 ケネディ・ドクトリン 1961 (K1961)

2.1 1961 年の米ソ共通理解

ケネディとフルシチョフのウィーン首脳会議（1961 年 6 月 3～4 日）直後に米國務長官ラスクは、ケネディの方針を、「我々が東ベルリンに関してなすべきことは何もないが、西ベルリ

宮脇昇 2003 『CSCE 人権レジームの研究』国際書院；齋藤嘉臣『冷戦変容とイギリス外交』ミネルヴァ書房；益田実他 2015 『冷戦史を聞いなおす』ミネルヴァ書房；Sizoo et al. 1984, *CSCE decision-making*, Martinus Nijhoff；Bruns 1988, *Bilanz und Perspektiven des KSZE*” Protesses, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B 10/88；Bloed et al. ed. 1991, *The Human Dimension of the Helsinki Process*, Martinus Nijhoff；Mastny 1992, *The Helsinki Process and the Reintegration of Europe 1986-1991*, New York UP.；Roloff 1994, *Auf dem Weg zue Neuordnung Europas*, SH-Verlag；Rohde-Liebenau 1996, *Menschenrechte und internationaler Wandel: Der Einfluß des KSZE-Menschenrechtsregimes*…，Nomos；Schlotter 1999, *Die KSZE im Ost-West-Konflikt*, Campus；Thomas 2001, *The Helsinki effect*, Princeton UP.；Adamishin et al. 2009, *Human Rights, Perestroika and the End of the Cold War*, US Institute of Peace Press；Altrichter u.a. (Hg.) 2011, *Der KSZE-Prozess*, Oldenbourg；Hanisch 2012, *Die DDR im KSZE-Prozess 1972-1985*, Oldenbourg；Peter u.a. (Hg.) 2012, *Die KSZE im Ost-West-Konflikt*, Oldenbourg；Peter 2015, *Die Bundesrepublik im KSZE-Prozess 1975-1983*, de Gruyter.

ンが侵害された場合には、不測の事態への対応計画〔核兵器使用を含む〕を実行に移さなければならなくなる」と受け止めていた (Hilton 2011: 18, J 上: 28)。同種の証言がほかにも多く、同年7月22日の米國務省訓電も同様であった (同前: 22, J 上: 34-35)。

壁建設開始後もラスクは、壁は対西側ではなく東の人間の閉じ込めだと分かったから「いかなる軍事行動も取らなかった」, 「東独とソビエトが彼らの国民に対してやったことが北大西洋条約機構 (以下 NATO) とワルシャワ条約機構 (以下 WP) の間の戦争と平和の事件になったことは決してないと自分に言い聞かせた」 (同前: 82-83, J 上: 137-138)。いずれもラスク自身が Hilton に語った証言である。

この時ケネディ政権には、東独市民の人権、特に世界人権宣言13条2項・15条2項や国際自由権規約12条2項の出国権の侵害への考慮はなかった。

このように、K1961を端的に言えば「こっちに手を出さない限り、そっちはそっちの勝手」であり、こっちとそっちを分ける壁と鉄のカーテン容認であった。ケネディがウィーン首脳会談で主張した「3要件」(2.3節参照)は「こっちに手を出さな」ということであり、それが守られれば「こっちもそっちに手を出さない」ことがその暗黙の含意、いわば裏面であった。

ドブリニン (Anatoly Dobrynin, 1962年1月から駐米ソ連大使) も、ウィーン会談後のケネディの米議会演説が「東西ベルリンの境界線を越える行き来の自由については一言も触れなかった」ことに注目し、米大統領特別補佐官バンディ (McGeorge Bundy) も「ソビエトが境界線の向こう側でやっていることに口を出すつもりはなかった。フルシチョフは…そのような姿勢を理解したのでしょうか」と言う (NHK-BS)。

米ソはウィーン首脳会談後にこのような相互不可侵の妥協点を見出した。ソ連は対東独単独平和条約を断念し、米国は壁を容認してベルリ

ン危機を終わらせた。そこに到る前にはウィーンで、核戦争も想定される一騒動があった。

2.2 一度は決裂：ウィーン首脳会談

フルシチョフはすでに1958年11月10日にポツダム協定〔1945年〕とベルリン議定書〔1944年〕の廃棄およびそれらに基づくソ連の権利の東独への委譲の考えを演説した (クロル 1970: 101) 上で、同11月27日にベルリン問題についての覚書 (日本国際問題研究所 1963: 資料15) を、翌年1月10日に対独平和条約案 (同前: 資料17) を西側3大国と西独に通知した。

この覚書は平和条約締結や西ベルリンの中立化した「自由都市」化を主張し、西側3大国が「半年以内」³⁾ にそれに応じなければ東独との間に単独で相応の措置を取るという通告であり、西側では最後通牒と呼ばれた。平和条約案はその具体化である。

実は覚書についてソ連指導部内では「激しい論争」があり、「ミコヤン、コスイギン、ヴォロシーロフ元帥らはソ連が過激な行動をとるべきでないと警告し、文面を多少軟化させた。「ミコヤンによれば〔ベルリンの〕“自由都市”化案の原案には「東ベルリンも含まれたが、東独側の抗議で西ベルリン限定となった (クロル 1970: 106)。しかし覚書にNATO閣僚理事会は激しく反発した (同前)。かくて第2次ベルリン危機が勃発した。

ソ連のこの強硬な覚書の原因となった「多くの出来事」の1つは、ハンガリー動乱の際の西ベルリン市民の行動へのフルシチョフの懸念であった。彼は1957年1月東独首相との会談で、

3) この「半年以内」という期限は西独がソ連との通商航海協定 (邦訳は「条約」) を批准したあと「何も語られなくなった」 (クロル 1970: 109-111)。協定の批准は1959年3月、発効は同4月 (BGBI II 1959-11; 同-22) だから、この期限は早期に棚上げされたことになるが、当時西側には不明であった。

その行動を指摘しながら、「ベルリンでハンガリーに似た出来事が生じ得るといふ懸念を表明し」た (Mitdank 2004 : 74f.)。

1956年11月のハンガリー動乱の際に西ベルリンでは、「11月のある陰鬱な夜、10万人のベルリン市民がシェーネベルクの市庁舎前になだれ込み、〔集会をして〕彼らが3年前の自国〔東独〕の人々と同様にハンガリー人たちを助けられないという彼らの無力さへの怒りを表明し、〔ブランデンブルク門へ〕、〔同門近くの〕「ソビエト大使館へ」、「ロシア人、出ていけ」と叫び、数千人がたいまつをかざしながらブランデンブルク門へ向かった (Brandt 1989 : 31f.)。「ハンガリー万歳、自由万歳」や西ベルリンにある「ロシアの〔戦勝〕記念碑撤去」なども叫ばれ、西ベルリン警察の時間を追った報告によると、最大8~9千人がデモ行進し、約3千人がブランデンブルク門の方向に行進した。東独側では2台の戦車が同門に乗り付けた。東の放水車と西からの投石はあったが、それ以上の大事にはならなかった (ハンガリー動乱 50周年パンフ Botschaft..., 2016)。

「地区境界〔ここではブランデンブルク門〕での偶発事故は戦争を意味する可能性があった」 (Brandt 1989 : 32)。それが米英仏軍のいないブダペストとそれらが駐留するベルリンの違いであり、フルシチョフは緊張したに違いない。しかも1953年6月には東独でも「ベルリン暴動」(実態は東独全土での「人民蜂起」)があったばかりである。

ソ連にとって東独は西側、特に西独に対抗するための最重要前線基地であり約40万もの軍を駐留させていた。動乱の前年9月のアデナウアー訪ソについてフルシチョフは、訪ソ目的を経済協力や賠償(西独側の言い方は補償)の見返りに東独を手に入れる取引にあると見た。そこで彼はアデナウアーに、東独の国家としての独立と強化にソ連が「戦略的、経済的、政治的にもイデオロギー的にも利害」を持ち、「西側

と同盟する1つの資本主義ドイツ国家」の誕生〔=西独への東独の吸収〕はソ連にとって「ポーランド国境への退却」であり、退却は始まると止めることが難しく、更なる「連鎖反応」となるだろう〔から容認しない〕と表明した。「要するにアデナウアーの持ちかけてきた取引は我々には全く受け入れ得なかった」 (Khrushchev 1974 : 358, J下 : 75)。

実は1958年11月22日にオーストリアの駐ソ大使ビショフ(同国のソ連占領解除に貢献)が西独とソ連の間を仲介した。彼は西独駐ソ大使クロールにソ連外相グロムイコの「長文の覚書」〔中身は首脳会談要請〕を届け、「ボンにとって現時点が、ドイツ問題についてソ連と話し合える最後の機会になるかもしれない」とのグロムイコの伝言も伝え、会談受諾を助言した。だがアデナウアーは対米配慮のため受け入れられなかった (クロール 1970 : 102-105)。

ベルリン危機の中のウィーン首脳会談で米ソ両首脳は「それぞれの主張を互につきつけて対立」した (外交青書 1961 : 参考)。ベルリン問題ではフルシチョフは、西側が対独平和条約に応じなければ1961年12月に東独との平和条約に単独で署名すると通告を繰り返した⁴⁾、ケネディが西ベルリンと米英仏軍の既得権の断固防衛を繰り返すという押し問答に終始した。手元にあるその会談記録は、① Karner (2011 : 879-991)、② Wettig (2011 : 189-259)、③ Ulb、④ Timmermann (2002 : 345-401) である。

①はウィーン首脳会談50周年国際プロジェクトの成果であり、巻末に米ソ各々の会談記録

4) この1ヵ月半前にフルシチョフは西独大使に署名期限について「3月」のつもりだったが、10月のソ連党大会まで、年内(いずれも1961年)あるいは「1962年初めごろ」と迷いを語った。そこで1961年晩秋までは署名なしと見られ、「この猶予期間」にNATO内部で対応策が検討された (クロール 1970 : 193-7)。

を見開き対照の形で収録した（偶数頁が米側、奇数がソ連側）。ソ連側はロシア現代史公文書館（RGANI）保管の原資料「Stenogrammy」（速記録）の独訳、米側は依然「メモランダム」（英文）⁵⁾のみで、比較的詳しいが、要約である。②は①のソ連側速記録独訳と同じだが、①が省略した2度の食卓での両首脳のスピーチも収録した。

③はウィーン会談直後にソ連が速記録全文（原資料は①・②と同じ）のソ連自身による独訳を東独社会主義統一党（支配党、以下 SED）第1書記ウルブリヒト（Walter Ulbricht）に送ったもので、テーブルスピーチ⁶⁾も含む。タイトルが Niederschrift（記録）とあるが、上記原資料のように速記録（Stenografische Niederschrift）とすべきであった。当時東独では Niederschrift は編集済みであった。訳文は①・②と大きな違いはない。

③にはウルブリヒトの書き込み（下線やランダム線など）が多数あり、彼の興味が類推される。④は③を活字にしたが、書き込みは略されている。

ウルブリヒトが特に興奮した様子の乱雑なランダム線を書き込んだのは、第3回会談（4日午前）におけるケネディのある発言と、続くフ

5) Beschloss (1991: 194, J上: 313)によれば「合衆国政府はウィーン首脳会談後25年もの間これらの資料を封印してきたが、著者の4年間の訴えに応じてようやく1990年9月5日にそれらが公文書係によって〔メモランダムの形で〕解禁された」。邦訳には米側通訳が「ついに沈黙を破った」とあるが、通訳が暴露したのではない。本書は多くの記録・証言を典拠にした優れた先駆的業績であり、多く参考にした。ただ後述のような難点があり、また第11章はその後の資料発掘に基づく補足が必要である。邦訳は参考になったが、典拠注記が省略され一部の訳文に疑問がある。

6) ③はテーブルスピーチを Frühstück（朝食）の際とした。①の米側はランチ、②は単に食事（das Essen）とした。時間的にも昼食である。

ルシチョフの非常に長い反論のうちの第1段落である（③: Bl. 116, ①: 980-981に該当）。

その部分でケネディは、平和条約の署名自体は「戦争行為」ではないが、それによって西ベルリンについての「我々の権利を取り上げる」〔＝フルシチョフによれば平和条約により西ベルリンも東独領土となる〕ことを「戦争行為」と非難し、米国にとって西ベルリンは「攻撃のための前進基地」として重要なのではなく、そこに対して「一定の諸義務」を引き受け、そのことを「全世界が知っている」から、世界の信頼を失わないためには義務を守らなければならない、「我々の戦略的利害に関わる諸義務を非常に本気で（sehr ernst）引き受けていることを断言する」と述べた（ソ連側記録①: 981）。

「我々の諸権利」とはベルリンへの「我々のアクセス権と西ベルリンにおける我々の諸権利全体」であり、その維持が西ベルリンへの「義務」である。「我々の戦略的利害」は、同じ場面の米側記録（①: 980）には「重要な戦略事項」とあり、それは、義務履行によって「合衆国は本気の（serious）国だと世界が信頼すること」である。

ソ連占領地域に囲まれたベルリンへの米英仏軍のアクセス権はドイツ降伏前の連合国諸文書には明記されなかった。米大統領トルーマンが英首相チャーチルと連携してスターリンに1945年6月14日に、東独南部（ソ連の占領予定地域）からの米軍の撤退と、米軍など西側連合軍のベルリン進駐およびその後のアクセスとを同時実施する提案をし、スターリンが承認した。しかし西側連合軍のベルリン・アクセスは経路が限定され検問もあって、自由かつ無制限ではなかった。1971年の四大国ベルリン協定後もベルリンの地位、特に西独と西ベルリンの関係をめぐる米英仏とソ連の対立は続いた⁷⁾。

7) 詳しくは Mahnke (1972 & 1975) や村上 (1987)、簡単には ジームスキー (1972)、上記

ソ連は、自らのドイツ占領地区の境界の警備と検問の権限を1955年に東独政府に与えた(交換公文)。その際西ベルリン駐留の米英仏軍の人員と貨物の通過検問は「暫定的に」ソ連軍が継続するとし、経路は「現存の四大国諸決定に基づき」アウトバーン(ベルリン⇄マリーンボーン)、鉄道線(ベルリン⇄ヘルムシュテット)、空車の戻りはベルリン→エビスフェルデ)、3空中回廊(ベルリン⇄ハンブルク・ビュッケンブルク・フランクフルトアムメイン)とした(日本国際問題研究所1963:資料14; Mitdank 2004: Dok. 14)。

フルシチョフは平和条約が成立すれば東独は主権国家となりドイツ占領に伴う諸協定は無効となり、「西ベルリンを含む東部ドイツの全地域がDDR〔東独正式名の略称〕の領土」(①: 975)なのだから、ベルリンでの西側既得権の継続を「我々はドイツ民主共和国〔東独正式名〕の主権の侵害…と見なす」(①: 983)と主張した。その際、フルシチョフの妥協は、西ベルリンの自由都市化とそこに国連関与のもとで象徴的な部隊を4大国が置き得ることだけであり(①: 965, 989など)、西ベルリンへの米英仏軍アクセスの管理は東独の権限になると繰り返した(①: 983, 987, 989など)。

フルシチョフが2日目午前の会談の最後にケネディに手渡した「対独平和条約に関するソ連政府の対米覚書」(同年6月4日付)には、西ベルリンと「外界との連絡」は自由で、内政は「住民の意思の自由な表現によって決定」、「厳正に中立」、「いかなる国」の内政干渉も排除、「自由都市の保証者として」米英仏軍が「名目的に西ベルリンに駐留することも可能」だが、「ドイツ民主共和国の主権の尊重と厳格な順守」が必要とあった(日本国際問題研究所1963:資料18)。

の米ソ首脳往復書簡の抜粋および米英仏ソのドイツ占領地区分は日本国際問題研究所(1963:資料1・2・7・8)参照。

自由都市化は西独本土からの西ベルリン分離であり、西独と西ベルリン自体が最も嫌った。しかもソ連は、東独をはじめソ連占領下の東欧諸国の体制選択も「住民の意思の自由な表現によって決定」されたと言う(例えば上記最後通牒)のだから、住民の真に自由な決定が保障されるはずがなかった。

タス通信がこの覚書と、やはりフルシチョフが会談の席で渡した他の2つの覚書(核実験と軍縮関係)とを6月10日に公表して(Karnar 2011: 985)、米国へ圧力を掛けた。Kemp(2011: 248, J上: 339)はこのうちのドイツ問題覚書手渡しを「俳優のような劇的タイミング」だったと言うが、フルシチョフは前日にも核実験の覚書を渡した(Karnar 2011: 951)から、ケネディには「またか」であっただろう。

フルシチョフが会談最後にも平和条約署名期限を繰り返したのに対して、米側記録には、「大統領は、そうなれば寒い冬だろうという観測によって会談を締めくくった」とある(①: 990)。これがこの会談の最も有名なシーンであり、その後米国では「核の冬」に備えて核シェルター作りも呼びかけられた。Schlesinger(374, J上: 392)も「寒い冬」発言を別れ際の言葉としたから、そう信じられたが、ソ連側記録では会談はまだ終わらなかった。

ケネディの「寒い冬」発言に対して、フルシチョフが「我々是我々の決定を放棄しないだろうが、平和であり続け」、両国間の「友好・協力」の発展を信じると応じた。それに対してケネディが「あなたとは遺憾ながら合意に達し得なかったが、議長殿〔フルシチョフ〕、あなたのもてなし並びに私との会話に示された愛想良く礼儀正しいトーンに対し私はあなたに率直に感謝する」(①: 991)と、礼儀正しく決裂を宣言して、会談が終わった。

注目すべき米側記録は4日午後の会談冒頭にある: ケネディが「国家利益」にとってのベルリンの重要性を強調しつつも、「もちろんソ連

に關係する限りは民主共和国〔東独〕についての決定は議長にかかっている (be with the Chairman) ことを認めた」(①: 986)。Schlesinger (1965: 374, J上: 391) にも「もちろん民主共和国に関してフルシチョフがいかなる決定を下したいと望もうと、それは彼の自由である (his own)」とある⁸⁾。

ところがソ連側記録の対応部分には、ケネディ曰く「平和条約締結と西ベルリンへの我々の通行、そこでの我々の諸権利の間に境界を引くようお願いしたい」とある。これはすでに繰り返された主張 (平和条約の条件付き容認) である。しかし米側記録を字句通りに受け取ると、「ソ連に關係する」すべての東独案件 (むろん西ベルリン関連は除く) が対象となり、当時のケネディ政権の3要件政策 (2.3節) の暗黙の含意「そっちはそっちの勝手」をフルシチョフに明示したことになる。米側記録はメモランダムとして編集されたのだから、会談での事実はどうであれ、米側の意向がそうだったのだろう。

2.3 「3要件」

ウィーンにおけるケネディの主張は前政権からの継続であった。すでにフルシチョフの最後通牒対策として「国務省が、核戦争の危険を冒してでもベルリンで守らなければならない“3要件” (3 essentials) を密かに描いていた」。a) 連合国の駐留、b) 空路と地表路〔水路を含む〕によるアクセスの自由、c) 西ベルリンの自由と生存能力である (Wyden 1989: 72)。内外の色々な著作が3要件に言及し、「3原則」とも言われる。

「3要件」は元国務長官アチソンのケネディへの中間報告 (1961年4月) では「アメリカの3つの基本方針」と呼ばれ、c), a), b) の

8) 当時未公表のメモランダムまたは速記録を著者が利用したことがよく分かる。彼はプライバシーの關係で典拠記述はケネディ図書館秘蔵とした。

順であった。同報告は、危機が1961年にあり得るが、危機対応について同盟諸国が分裂し中立国が支持しないこと、ソ連のアクセス妨害への対策不足を警告し、3要件確保のためには「全面的な軍事力を用いる必要がある」と警告した (Solensen 1965: 583-4, J: 267 は一部要約)。

3要件の裏面の含意は、上記メモランダムが明示したように、東側内部の出来事への不介入であった。事実、第二次大戦後東欧でのソ連軍の行動に西側は非難しても介入しなかった。ポーランド危機では1980年12月に例外発生の可能性があった (青木 2004: 8-9) が、ソ連軍が行動しなかった。

3要件 (従ってまた K1961) の裏面に対応するソ連側の遅ればせの定式化がブレジネフ・ドクトリン (1968年) だと言い得る。前者は米国と NATO のソ連勢力圏不可侵と NATO 共同での自己勢力圏防衛、後者はその裏返し、ソ連指揮下の WP 共同での自己勢力圏防衛であり、ともに第二次大戦後ヤルタでの勢力圏分割を前提とした。

米国の3要件は内部了解であったが、1961年5月8日 NATO オスロ会議で告知され西独も知った。それを伝え聞いたブランドの側近バール (Egon Bahr, ブランド東方政策の理論と実務を担う) は裏面を読み取り、「これでは東地区ではソビエトにほとんどやりたいようにやれと誘っているのと同じだ」と激怒した (Wyden 1989: 72)。クロル (1970: 231) は、3要件が西ベルリンと西独本土の政治的・行政的關係の分離というソ連・東独の狙いの容認になることを「本質的」問題だと批判した。その容認は西ベルリンからの住民の大量脱出を生むと言う。彼の批判に駐ソ米大使トンプソンが、米政府は3要件以上のことはできないと繰り返し答えた。しかし2年後ケネディがバールの怒りもクロルの不安も一掃した。

西独首相アデナウアーは、ケネディがウィーンで「自分も生き、相手も生かす」こと、つま

りフルシチョフの言う平和共存を支持したのだから、軍縮と緊張緩和という「東西関係に希望に満ちた新局面がもたらされた」と考えた（クロル 1970：202）。つまり彼は3要件支持であった。但しドイツ再統一についてはこの時点のケネディと対立した。

フルシチョフはNATOに配置した複数スパイによって3要件を把握した（Beschloss 1991：279, J上：410；425）ので、ウィーン会談でのケネディの主張を予想したはずである⁹⁾。ケネディがウィーン会談で主張したのはまさに3要件のみである。平和条約は3要件を侵害するが、東独市民閉じ込めである限りの壁は3要件侵害とはならない。

ウィーン会談終了後ロンドンへの機中でケネディは側近オドネルを自分のキャビンに呼び「率直に」話した。その骨子は、(1) ベルリン危機の「すべては愚かさから始まった」、(2) しかし西独をNATO内に留めるため西ベルリンは必ず防衛する〔ラパロ条約再版警戒か〕、(3) 両独再統一は「不可能な夢」¹⁰⁾、(3) フルシチョフの西ベルリン「占拠や封鎖」の願望は東独の経済事情によるので「非難することはできない」、(4) ベルリンへのアクセス権やドイツ再統一のために「100万人のアメリカ人を殺す危険を冒すことはとりわけ愚か」であり、「ロシア人」と核戦争も覚悟するのは「ずっと大きくかつ重要な理由」がある時、「西ヨーロッパ全体の自由」の危機、「NATO同盟を救う」場合である（O'Donnel 1970：297-300）。

(4) は「全面的な軍事力」行使の想定について

9) 1960年代後半以後東独もNATOにスパイを獲得し、それはKGBより「効率的」だった（Koehler 1999：243）。逃亡後東独国営テレビに出演したNATO事務局管理室秘書ロレンツェン（Ursel Lorenzen）が有名である。

10) ケネディは、米国に東独からソ連を追い出させて再統一しようとしているアデナウアー、それを支持するアチソンやダレスら「極端に反ソ的な強硬派」も批判した。

てアチソン報告と異なるが、少なくとも公式にはケネディも西ベルリンへの攻撃をNATO全体への攻撃と見なしていた。

加えてケネディはオドネルに、フルシチョフが単独平和条約に踏み切る恐れを強調しつつ、慎重な軍事的対応、特にチェックポイントの現場で「攻撃的な軍曹」が戦端を開いてしまうことがないようにと語った（同前）¹¹⁾。実際1961年10月には東西ベルリンの境界検問所の1つチェックポイント・チャーリーで米ソの戦車隊がにらみ合った。米側は同年9月からケネディの「特別代理」として西ベルリンに派遣された退役将軍クレイ（Lucius Clay）が指揮した¹²⁾。彼はソ連による西ベルリン封鎖時の物資大空輸作戦（1948年6月～翌年9月）の英雄として有名であった。

ケネディはウィーン会談から帰国後ただちに西ベルリン防衛作戦を立案させ議会に予算増を要請し、7月25日ホワイトハウスからの国民向けラジオ・テレビ訪欧報告演説で、「西ベルリンへの攻撃は我々すべて〔NATO〕への攻撃と見なされる」と述べ、国民に核シェルター建設も呼びかけた（jfk610725）¹³⁾。

11) 壁建設開始直後になるが、同様にフルシチョフも「私とて神経のいかれた隊長などの愚行によって戦争に巻き込まれるような目に会いたくはない」ので「突発事件」回避を東独駐留ソ連軍に指示したと語った（クロル 1970：217）。

12) 東独係官が連合軍関係者に身分証明書の提示を求めたことへの対抗措置であった（詳細はHilton 2011：161-174, J上：267-288）。この時はケネディとフルシチョフの間で、ソ連側が「先に引くという合意」をした（同前）。Khrushchev（1971：459-460, J：466）は自分がソ連戦車隊を先に引き上げさせたと言い、当時彼から同じことを聞いたクロルは、このソ連側の行動をフルシチョフの対米戦争回避意志と見た（クロル 1970：220）。

13) この演説を掲載したDOS（August 14, 1961）には西独・ベルリン間の空陸アクセス地図と議会への軍備予算増要請の詳細もある。

この演説でケネディは、ソ連が支配する「鉄のカーテンの110マイル奥」にある西ベルリンは、以前と異なり、「自由 (liberty) のショーケース」、 「共産主義という海の中の自由 (freedom) の島」、 「自由世界とのリンク、鉄のカーテンの背後の希望の灯台、難民のための脱出口」であるだけでなく、「今やなにもまして西側の勇気と意志の重大な試験場、1945年以来何年にもわたる我々の厳粛な約束とソビエトの野望がいま根本的に対立する焦点になっている」と国民に覚悟を訴えた。

他方フルシチョフも7月8日に赤軍120万人削減計画撤回と軍事予算1/3増を発表した (Beschloss 1991 : 245, J上 : 364)。フルシチョフは上記のように、東独を失うと東欧全体に「連鎖反応」が生じると強く警戒していた。

2.4 妥協

当時ケネディの軍縮問題補佐官マクロイ (John J. McCloy, 元戦後ドイツ駐在高等弁務官) が準備会談のためモスクワにいた。彼をフルシチョフがソチに招待して1961年7月26~27日ベルリン問題について会談した¹⁴⁾。マクロイは29日ワシントンに長い極秘至急電報でその内容を知らせた。よほど重要な内容だったらしく、彼は直ちに帰国するようにケネディに命じられ、31日にホワイトハウスで報告した。「その後」ケネディはマクロイ報告の「含意」について副補佐官ロストウ (Walt Rostow) と議論し、「フルシチョフは我慢のならない状況に直面している。東独は失血死しそうだし、その結果東側ブロック全体が危険に瀕している。彼はこれを阻止するために何かせざるを得ない。たぶん壁だ」とケネディが語った。事の次第をロストウが1976年8月12日に北ドイツテレビのインタビューで語った (Catudal 1980 : 197-200)。

14) Schlesinger (1965 : 392, J上 : 410-1) によると、会談はケネディの訪欧報告演説の前日から始まり、本来のテーマは軍縮問題であった。

実はケネディは「たぶん壁だ」のあとさらに言葉を続け、「我々はそれを阻止できない。私は西ベルリン防衛のために同盟国を結束させることはできるが、東ベルリンを開けたままにするために行動することはできない」と語った (Beschloss 1991 : 264-5, J上 : 387-8)。

ロストウとのこの会話の日付はマクロイ報告の「数日後」(同前) ないし「8月初め」 (Schlesinger : 394, J上 : 413), つまり壁建設に先立つこと10日前後であった。

マクロイ電報の翌日、30日に米上院外交委員会委員長フルブライトが全国放映のテレビ番組で「いかなる合意にも反することなしに」西ベルリンとの境界を「ロシア人たちは閉鎖する力」を、「東独人は彼らの境界を閉鎖する権利」を持っているのに「なぜ閉鎖しないのか分からない」と発言した。これに8月2日の西ベルリン日刊紙 (Tagesspiegel) は激怒したが、同日のSED中央機関紙NDは「妥協のための“現実的”処方」と評価した。フルブライト発言は、「大統領自身は公然とは言えないベルリンでのありうる妥協点をフルシチョフに伝えるために大統領に促されたのではないかと多くが怪しんだ」 (Beschloss 1991 : 264, J上 : 387-8)。

フルシチョフがマクロイにベルリンの地区境界閉鎖計画を警告したとの憶測が西独で広がったが、マクロイが「数ヵ月後」にブランドに「疑念の余地無く」否定した (Catudal 1980 : 200 ; Brandt 1976 : 15)。しかしマクロイ電報の翌日のフルブライト発言を考えると、「憶測」を否定しづらい。ケネディが遅くとも7月末にはフルシチョフが壁建設を決断したことを察知するとともに容認したことは明らかである。

フルブライト発言 (と6月の上院議員マンスフィールド発言) にケネディは「8割がた」同意だろうと、フルシチョフが見ていることが、イタリア首相ファンファーニを介してケネディに伝えられた (Beschloss 1991 : 269, J上 : 396)。

Wettig (2011 : 314-355) がこのフルシチョ

フ (Ch) とファンファーニ (F) の会談 (1961年8月2-3日) 記録を載せた (2日目記録のみ抜粋)。Chが「平和条約署名を固く決めた」、それで戦争だと言うなら戦争になる、しかし「賢明」かつ「非常に指導的な」フルブライトやマンスフィールドは戦争反対を表明し、それは「ほぼ80%、ケネディが自分では言えない自身の考えを〔私に〕伝えたのだと私は信じている」と述べた。それに対してFは、Chが「すぐ平和条約に署名する」と言うから「不愉快な状況」が生まれた、「平和条約が必要だからすぐ交渉を開始しよう」と言えば「別の状況になる」と説得した。

この記録について Wettig (2011: 352) は、実はフルシチョフはすでに〔マクロイとの会談の数日前〕「1961年7月20日のKGB報告に基づいて〔フルブライトらと〕同じ見解に達し、最高機密のもとに相応の措置〔平和条約抜きの壁建設〕を導入した」と注記した¹⁵⁾。これをマクロイに伝えたのだろう。フルシチョフが、ウィーン会談でケネディと対立したベルリン問題の「解決策〔平和条約抜きの壁建設〕を考え出したのは私であった」と言う (Khrushchev 1974: 508, J下: 230-1) のは、この経緯を指すのだろう。

彼がわざわざマクロイをソチに招待したのはこの解決策をケネディに伝えさせるためであり、それをマクロイ電報で知ったケネディがフルブライト発言の形でフルシチョフへ了解の合図を送ったと推測される。

ケネディは8月10日の記者会見でフルブライト発言について、東独市民の逃亡増加は「共産主義者の関心事」と言い、逃亡を「後押しす

る (encourage)」ことも「思いとどまらせる (discourage)」こともしないと繰り返しただけであった。彼は「ベルリンにおける自由な移動の権利」に触れず、フルブライト発言の否定も避けた (Catudal 1980: 203)¹⁶⁾。

こうしてウィーン会談決裂の妥協策として平和条約抜きの壁建設方針が米ソの共通理解となり、1961年8月13日午前0時壁建設 (当初は鉄条網敷設) が開始された。

8月14日のロストウのバンディ宛てメモは、西側のアクセス権維持のためには妨害に「最も強い対抗諸措置を取る」としつつ、「境界閉鎖」のみならず「ソ連の東独との平和条約署名」も、非難するが「諸関係の断絶」や「戦争」の原因となるものではないとした (Chronik der Mauer, August 1961 所収)。

フルシチョフも壁建設直後、「とるべき措置は二種類しかなかった。〔東独難民輸送にも使われる西ベルリンからの〕空輸阻止か、壁かである。前者は合衆国との重大な衝突を不可避ならしめ、戦争への道をとらせるかもしれない。……残された手段は壁だけだったのだ」、「ウルプリヒトが前々から……私にそれを求めてきていた」が「最後の断を下したのが私であった」と語った (クロル 1970: 218, 「ことば通り」の記録とある)。

壁ができて平和条約が締結されず、「国際法上の主権」獲得という東独の悲願は実現せず、米英仏軍の東ベルリンへの検問なしの立ち入りも継続した (Wilke 2011: 449)。

第2次大戦の戦勝四大国はいずれも引き続きドイツ全体についてのいわゆる留保権利とベルリンにおける地位、要するに干渉権に固執していた (Wilke 2011: 66)。それはソ連にとって東独支配手段でもあった (Woyke 1993: 36f.)。

15) この注記は、但しフルシチョフは平和条約締結や自由都市化という目標を捨てたわけではないと続くが、後述のように遅くとも10月の党大会までにこれらの目標は捨てられた。クロル (1970: 232-233) も同様の見込み違いをした。

16) Catudal (1980: 202-3) は8月3日の西独紙ヴェルトの記事を根拠にフルブライトが発言を取り消したと言うが、引用文には「西側の権利と義務の遵守」の強調しかない。

しかもフルシチョフは1961年10月17日に、ケネディに通告した対東独平和条約の署名期限に「固執しない」と明言し（日本共産党出版部1962：58）、署名を当面断念した。現に、翌年2月26日モスクワで、平和条約締結に進む相談を望んだウルブリヒトに、フルシチョフは「我々は西ベルリンから引き出され得る最大限を8月13日〔壁建設開始日〕に獲得した」と通告し（Wettig 2011：527）¹⁷⁾、もはや平和条約締結を進めようとしなかった。

フルシチョフの気持ちは、息子セルゲイによると、壁建設成功当初の「安堵」から、「時間が経つにつれ」功績を誇る「より大きな喜び」に変化した（Kempe 2011：381, J下：124）。本人も、壁建設では平和条約に比べて「道徳的勝利」〔たぶん東独の完全主権獲得〕は不完全だったが、「平和条約なしにより多くの物的利益を得た」、「努力への十分な報酬」、「喜びと誇り」、「誰よりも満足した」と回想した（Khrushchev 1974：507-8, J下：229-30）。

壁建設はケネディにとってショックだったと当時言われたが、「実際には彼は壁をベルリン危機終焉に導くターニング・ポイントだと見ていた」、なぜならフルシチョフが西ベルリン占領のつもりなら壁は不要であり、壁建設はそうしないことを意味し、「これはフルシチョフの苦境からの脱出策だ。それは非常にすばらしい解決ではないが、壁（a wall）は戦争（a war）よりもはるかにましだ」と彼は言った」（O'Donnell 1970：303）。

米務省ベルリン・タスクフォース責任者コーラー（Foy Kohler）は壁着手情報が入った時もっとはっきり「東独人は我々に手を貸してくれた。あの難民流入が厄介なことになっていた」と言った（Beschloss 1991：273, J上：402）。壁建設開始を知ったドゴールも「やれやれ、そ

れでベルリン問題が解決する」と言った（Hilton 2011：55, J上：91）。

バンディは壁建設開始翌日にホワイトハウスの考えを、壁建設は「1.彼らが前々からそのための力を持っていたこと、2.遅かれ早かれどのみちなされたこと、3.犯人とその責任が露呈するから遅いよりも早いほうがベター」とまとめた（Prowe 1989：159）。

フルシチョフはとくに西側の心情を見透かし1961年8月1日のウルブリヒトとの会談で、東から西ベルリンへの「境界が閉鎖されたら、アメリカ人も西独人も満足するだろう。〔ソ連駐在の米国〕大使トンプソンは私にこの〔東からの〕逃亡は西独人を不快にしていると言っていた。だから…〔壁建設に〕みな満足するだろう」と言った（Wettig 2011：311）¹⁸⁾。東独国民は「みな」の枠外であった。

壁建設への対抗措置を取らなかったケネディに対して、アイゼンハワーは内輪で批判し、アチソンも「我々が力強く行動すれば、阻止できたかもしれない」と語り、クレイも同様であった。しかし西独国防相シュトラウスは、壁への直接行動は「第3次世界大戦のリスクを冒すことになるだろう」と確信していたと言ひ、ケネディも2ヵ月後の10月に、壁阻止の武力行使をしなかった理由を問われ「東独はソ連の支配下にある」と答えた（Beschloss 1991：281-2, J上：412-4）。

ウィーン会談末尾でのフルシチョフの上記発言を見ると、米英仏軍の壁阻止行動が実際に戦争（核戦争も想定）になったとは限らない。しかし米国と西独の両政権が開戦確率が高いと見ていた上に、そもそも米国は、ソ連の支配を容認した地域への介入意志を持たなかった（K1961）のだから、西側の壁建設阻止行動はあり得なかった。

17) 1962年1月8日ソ連共産党中央委員会幹部会においてもフルシチョフは同趣旨の壁の意義を説いた（Wettig 2011：504-518に速記録）。

18) この会談記録はWettigが「2009年に初めて公開」（Wilke 2011：313）し、英訳がHarrison（2011）にある。

2.5 怒りと忍従

ザイフェルト (Wolfgang Seiffert)¹⁹⁾ は 3 要件を批判し、東西ベルリン間移動の自由を第 4 要件としていれば、壁建設は防げたかもしれないと述べた (NHK スペシャル: 32)。だが第 4 要件貫徹のために開戦するつもりがなければ、第 4 要件は無意味であった。

そもそも当時ケネディには東独国民への同情があまりなく、彼らはソ連占領開始から壁建設開始まで「15 年もの間〔独裁という〕牢獄から逃げ出す」時間があった〔のに逃げなかった〕と考えていたと言われる²⁰⁾。また彼は「前任者たちよりもドイツへの個人的関与が少なく」、西独駐留に必要な「毎年 4.5 億ドルの金流出を憂慮」していた (Kempe 2011: 168, J 上: 237)。

西ベルリンでは市長ブランドが壁建設開始への西側の無為に憤って開始当日「ケネディは我々を挽肉にしている」と批判し (Wyden 1989: 164)、直後の 8 月 16 日には西ベルリン市庁舎前広場に 30 万人が集まり、「西側に打つ手はないのか」、「経済制裁を」、「ミュンヘン 1938 = ベルリン 1961 ?」などの横断幕が掲げられ、「西側の裏切り」に抗議した (Chronik_dok: 1961.8.16)²¹⁾。

ブランドの同年 8 月 15 日のケネディ宛て書簡に対して、同 18 日ケネディは、まずブランド書簡を「個人的、非公式な」ものとした上で、「境界のこの残酷な閉鎖は〔東独の〕機能不全と弱さの明白な告白なのだから、これは明らかに戦争によってしか撤回させ得ない基本的なソ

ビエトの決定を意味する。あなたも我々も、またどの同盟国もこういうことで戦争を始めねばならないとはかつて想定したことがない」との返事²²⁾を書き、副大統領ジョンソンにベルリンへ持たせた。

Wyden (1989: 164) は、この経験が「ブランドの人生の鍵かつドイツの歴史の分岐点」となり、彼は「乳離れし」〔米国頼み脱却〕、「逆境が彼を大きな新しい高み、すなわち彼の東方との国家間和解 (rapprochement) という東方政策」へ導いたと言う。

ケネディはブランド書簡に立腹したと言われる (例えば Wyden 1989: 224; Beschloss 1991: 276, J 上: 406)。ケネディの返事が「厳しい言葉」であったため、返事を持参したジョンソン (8 月 19-20 日滞在) が慰めたにもかかわらず、ブランドは金庫にしまい込み「それは公表されない」と報じられた (SP 35/1966: 50)。

二人の対立説は広く流布しているが、異論もある。返事全文は「長い間一般には知られず」、ブランドが 1964 年と 1976 年の著書の中でその要約を公表したにすぎず、「そうした生半可な情報から少なくない伝説〔両者の対立説〕が生まれた」 (Prowe 1985: 374)。

ケネディは「感情的」「扇動的」なブランド書簡に最初不機嫌であったが、返事は「驚くほど丁寧かつ好意的」である上に、書簡の言葉をそのまま繰り返し、しかもブランドに「独自のイニシアチブ」と「〔もはや〕維持できない立場と要望の断念」を推奨したとも評価される (同前: 375; 377ff.)。さらに Prowe (1989) はこの時期にケネディ政権内ではのちのブランド東方政策に瓜二つの案が出ていたことを明らかにした (5 節参照)。

アデナウアーは「比較的静か」で、「壁に反対するいかなる形の直接的行動も提案」せず、

19) 西独で脱獄して東独へ、ホーネッカーの相談役にもなったが、その後ホーネッカーに反発して西独へ戻りキール大学教授。

20) Beschloss (1991: 278, J: 409); Kempe (2011: 380, J 下: 122-123)。ともに典拠は J. Reston (New York Times, 09/06/1961)。

21) 20 万人 (Hilton 2011: 129, J 上: 212)、25 万人 (Bögeholz 1995: 264) とも言う。

22) 英文は Office of the Historian、独訳は Prowe 1985: Dok. 2 や Chronik_dok 掲載。

東独内で壁反対の「蜂起」が起こらないよう努力した (Schlesinger : 396, J 上 : 414-5)。

西ベルリン市民の怒りと不安の沈静化と暴発 (壁攻撃) 防止のためにケネディはクレイ同行のもと副大統領ジョンソンを派遣し (上記日程), 同時にアウトバーンによるアクセス権の実地確認を兼ねて, 8月20日西ベルリンへ西独駐留第8歩兵師団第1戦闘部隊1,500人を移動させ, 市民の大歓迎を受けた (Schlesinger : 396, J 上 : 414-5)。Daum (2008 : 54) に検問所付近で歓迎を受ける米軍車列の写真がある²³⁾。しかしケネディが壁撤去を要求することはなかった。かくて今回のベルリン危機²⁴⁾は終わった。

東独住民は壁建設への抗議行動をしなかった。忍従か非合法逃亡しかなくなり, 逃亡はますます難しくなった。独裁による窒息社会に「隔離症候群」が加わり広がった (Bickhardt ; Fischbeck ; Kleinschmid 参照)。しかし1970年代に入ると, 両独基本条約締結が東独の国連加盟とCSCE参加を可能とし, 人権, とりわけ出国権という武器を東独市民に与え, 出国運動 (当局からの移住許可獲得運動) が誕生した (青木2009参照)。

それに先立ち, ケネディが変わった。

3 ケネディ・ドクトリン 1963 (K1963)

3.1 市庁舎前演説と自由大学演説

西ベルリンへの大空輸作戦15周年に際してケネディは1963年6月26日西ベルリンを訪問し, 市庁舎前広場で大群衆を前に演説した²⁵⁾。

23) これらの措置を米国によるブラント鼓舞であり, 米国共和党と緊密であったアデナウアーへの報復との見方が西独与党CDUにはあった (クロル1970 : 221)。

24) フルシチョフの言い分はKhrushchev (1971 : Chap. 17) に詳しい。

25) 広場名は当時Rudolph Wilde Platz, 以前はRathausplatz, 今はJohn F. Kennedy Platz。参加人数をAP (2015 : 54 ; 57) やBögeholz (1995 :

市庁舎前演説は「ケネディが最も感激しかつ感激させた演説」であり, 「見渡すかぎり“ケネーディ, ケーネーディ”と叫ぶ人の顔の海」であった (Sorensen 1965 : 600-1, J : 286)。アデナウアーもブラントとバールも間近で聞いたし, ブラントは事前に内容相談も受けた。

オープンカーで市内を巡った際にもケネディは大歓迎され, 市庁舎前演説は何度も拍手喝采を受け, 西ベルリン市民は勇気づけられたと言われる。演説の中で二度繰り返された「Ich bin ein Berliner」(私はベルリン市民だ, 但し本来einは不要)が「感動の叫び」を起こした (AP 2015 : 4)。その姿は同じ場所の2年前の集會が彼を非難し, 歴史書 (Beschloss や Kempe, Hilton など) が断罪する1961年のケネディとは, あまりに対照的であった。

ところが市庁舎前演説へのマスコミや研究者の評価は驚くほど低く, それは同日午後の自由大学演説や, とりわけ半月前の平和演説に矛盾し, その反対物だと非難される。

市庁舎前演説をその1週間後発行のシュピーゲル誌 (SP) が非難した。「共産主義者と一緒にやっていくことができる」と主張する者を批判し「彼らをベルリンに來させよう」という演説部分 (後述の表の (B)) を「共産主義に対する最も激しい闘争宣言だと世界が評し」, 「ベルリンに衝撃を与えた」。加えてラスクはこの演説に驚き, 午後の自由大学演説原稿に「人類を守るためには大国の協力が必要」などの文の挿入を進言し受け入れられた²⁶⁾ ので, 市庁舎前

294) は30万人またそれ以上, Berlin1 や Daum (2008 : 137) は45万人, しかしAP (2015 : 4) やBBC_day は12ないし15万人と言う。写真によれば広場は超満員であった (Berlin3 や wikipedia 英・独版「Ich bin ein Berliner」ほか多数)。

26) 自由大学演説の末尾の「私は, 民主主義者が虎〔人民戦線〕を首尾良く乗りこなすことができるとは信じない。しかし私は, 人類を守るためには大国の協力が必要だと信じている。さ

演説にある「スローガン」とケネディの〔平和演説が示した〕平和戦略の「矛盾」を解消したと報じた(SP 27/1963: 16)。この記事の言う「人類を守るための大国の協力」つまり「共産主義者との協力」とは、同記事が紹介したロストウ報告にある中国とフランスへの核兵器拡散阻止のための米ソ協力であった。

この記事は市庁舎前演説の原稿について、「国家リーダーとしてではなく政治家としての演説」の原稿をケネディがソレンセンに依頼し、完成原稿をケネディが気に入り、国務省との連携なしに採用したという誤情報に拠っていた。

実際には原稿はホワイトハウスと国務省が練りに練ったものであった (Daum 2008: 140)。またケネディに通訳として随行したロクナー (Robert Lochner) の証言 (1998年10月18日, NSA_Lo) によれば、市庁舎前演説を自由大学演説において補正するように進言したのはバンディであった。市庁舎前演説後、市庁舎内のブランドのオフィスでバンディがケネディに「〔演説は〕言い過ぎた」(対CNNインタビュー (CNN_Lo) では「少し言い過ぎた」)、「I'm a Berliner」をドイツ語で言ったので英語の場合よりもずっとインパクトが強いと指摘した。それに同意したケネディが午後の自由大学演説の原稿を「少し変更し」、「ソビエトへの攻撃的な言葉を少しトーン・ダウン」した、と。しかし「少し変更」の具体的内容は証言に無い。後述のように Hofmann もバンディの進言と言う。

SP記事の直後のツァイト紙7月5日号に載った随行速記録 (Koch 1963) も、「彼らをベルリンに來させよう」という部分に対して「平和演説と矛盾?」とメモした。

これらの論調はその後の評価に継承された。例えば Prowe 1989 や Beschloss, Hofmann, Taylor がそうである (内容後述)。最近でもケネディ

もなければ我々は破滅しかねない」を指すのだろう。

のベルリン来訪 50周年行事(2013年6月26日)においてベルリン市長ヴォヴェライト (Klaus Wowereit) は、西ベルリン市民による歓迎と「彼らの不屈の耐える意志、彼らの自由への愛」がケネディに「伝染した」ことを強調した上で、ケネディ演説の内容としては、自由大学演説が東方政策の「基礎を固めた」と評価した (Berlin2)。しかし市庁舎前演説の内容には触れなかった。

市庁舎前演説は区切り毎にドイツ語に通訳されたのだから、英語を聞き取れない聴衆も理解したはずである。ネット上にある多くの市庁舎前演説の動画では通訳場面がカットされているが、それを含む全体映像を私はベルリンの小さなケネディ博物館 (Kennedy Museum) で見た。Daum (2008: 223ff.) には実際の演説とその通訳文が、拍手喝采の各場面や通訳のための間合いの指示付きで掲載されている。

演説は次のように進んだ。まず市長や首相に感謝し、続いて西ベルリン市民にとっての英雄クレイの同行を告げ「必要なら彼がまた來だろう」と言った。すると大歓声が起こったので、クレイを演壇に招き寄せた。

次いで「共産主義は未来の波」とか、「共産主義者と協力できる」、「共産主義は悪魔のシステムだが、経済発展を可能にしてくれる」などと言う者たちに、ベルリンを見に來いと言い、「自由は多くの困難を抱え、民主主義は不完全」だが、自国民を閉じ込める壁を作ったことはない、壁は「共産主義体制失敗の最も明瞭かつ生き生きした証明」、「人間性への攻撃」などと痛烈に批判した。

壁は「失敗の…証明」というこの言葉は、1961年8月18日のブランドへの返事であった「機能不全と弱さの明白な告白」にそっくりである。当時は、それゆえの「基本的なソビエトの決定」だから容認やむなしと結論した。

しかし今回の結論は異なり、次のように続けた。

「4人に1人のドイツ人〔ドイツ人口の約1/4を占めた東独市民を指す〕が、自由な選択という自由な人間の基本的権利を否定されている現状が続く限り、ヨーロッパの本当の意味での恒久平和を保証できるものではない。平和と誠意の18年間にドイツ人のこの世代は、すべての人々との友好を伴う恒久的平和の中で家族や民族が一体となる権利を含めて、自由である権利を獲得した。あなたがたは防衛された自由の島に住んでいるがあなたがたの生活は〔西独〕本土の一部である。締めくくりに当たり、あなたがたの目を向けるようお願いしたい、今日の危険を越えて明日の希望に、ただ単にベルリンあるいはあなたがたの国ドイツだけの自由を越えて至る所での自由の前進に、この壁を越えて正義のある平和の時代に、あなたがた自身や私たち自身を越えて全人類に。自由は不可分なものである。一人が奴隷となれば、全員が自由であるとは言えない。みな自由である時、我々は、平和で希望に満ちた世界の中でこの都市やこの国、ヨーロッパというこの偉大な大陸が1つになる日を期待することができる」²⁷⁾。

これが演説の結論部分であり、「締めくくりの訴え」と呼ぶことにする。

これはまず、東独において自由と人権が奪われている現状を「本当の意味での恒久平和」の障害として弾劾した。そうであれば、奴隷の平和ではない真の平和実現の要は東独（やソ連東欧）での自由と人権の実現となる。そこで、「あなたがたの国」〔西独〕だけではなく至る所〔東独など〕における自由の前進によって壁を越え

た正義と平和を実現することに目を向けよと訴えた。それはまだ抽象的ながら、自由と人権が平和の前提との論理に基づく対共産圏戦略であり、分断（壁と鉄のカーテン）克服を展望した戦略でもあった。

これは一部の言葉の追加や変更はあったが、ほぼ原稿通りに実際に演説された（詳細は3.4節）のだから、原稿の中でケネディが最も気に入った部分であったにちがいない。

この「締めくくりの訴え」こそが市庁舎前演説の結論、核心であり、CSCEヘルシンキ宣言の人権原則を知る人はすぐに「同じだ」と気付くはずだ。演説はさらにドイツ再統一も権利とし、演説原稿は再統一後の首都をベルリンとした。これらの内容がK1963である。

K1961は「3要件」確保のみを目標とし、ソ連勢力圏には不介入、ドイツ統一を「不可能な夢」とする現状維持ドクトリンであった。K1963は変革に能動的なドクトリンに変化した。

強い能動性を示す言葉は原稿からケネディが省略した部分（3.4節の表の(c)）にもあった：〔フルシチョフは〕「緊張緩和」のための西ベルリン自由都市化を言うが、西ベルリンとその市民は自由であり、「自由がないのは東ベルリン市民」であり、「緊張緩和」や「繁栄」のためには彼らおよび全東独国民に「自主決定権を与えることから始めるべきである」。原稿のこの言葉は「締めくくりの訴え」の含意をより直截に示している。

さらにケネディは原稿の「壁は崩壊するだろう」を「壁は撤去されなければならない」と、能動的表現に手書き修正した（3.4節の表の(3)の説明文参照）。

実際ではこれが省略されたのは、アドルフ分だけ何かを削るの必要があり「自由都市」批判も省略対象となったこと、しかも上記引用部分だけでもカード10枚のうちカード第6と第7の大部分を占めていたからだろう。

27) 原文は jfk630626 ほかも多くのサイトに掲載。独訳は Berlin3 (英文も)。Wikisource (Ich bin ein Berliner) には邦訳もあり参考にしたが、訳文は異なる。

原稿のこれら2箇所は実際における「締めくくりの訴え」の意味を鮮明にするものであることに、原稿と実際を詳細に分析したはずのProweもDaumも気付かなかった。

もしこの場でケネディが、1961年と同様に、壁は「撤回させ得ない基本的なソビエトの決定」だと語れば、拍手喝采は強いブーイングに変わっていたにちがいない。

市庁舎前演説において彼が自由と民主主義の困難・不完全を言った時、半月前の公民権演説(jfk630611)が念頭にあったに違いない。公民権演説は「ここ〔米国〕は自由の国だが、黒人は別だ」という現状を批判し、黒人の基本的権利実現を訴え、就任演説(jfk610120)でも人権重視を唱えたが、従来の彼の取り組み不足に批判もあった。しかしそのことが彼の対共産圏人権戦略の価値を貶めるわけではない。

注目されないが、自由大学演説にも「締めくくりの訴え」と共通の言葉があり、ずばり「大ヨーロッパの再建」(壁とドイツ・ヨーロッパ分割の克服)と自由権実現が語られた：

「自由な選択の権利は…人間的正義の基本的必要条件である。まさにこれが我々の目標であり、今ヨーロッパを分割している無情なラインの両側の上の大ヨーロッパの再建の文脈の中でもっとも容易に到達できるであろう目標である」。

対ソ協調と見なされる自由大学演説だが、ここでは壁と鉄のカーテンの克服を「目標」と明示した。ただ市庁舎前演説にあるような克服への能動的な戦略表現は語らなかった。また市庁舎前演説にあった共産主義や壁への痛烈な言葉はなく、大学名ゆえか自由論が大きな部分を占めた。後述のように平和演説にも「締めくくりの訴え」に通じる要素がある。

K1961とK1963のこうした違いの理由ないし背景は何か。第1候補はその間の最大の外交

事件キューバ危機(1962年10月)であり、3.2節を当てる。

第2候補は市庁舎前演説当日午前中の市内巡回の際のケネディの現場体験である。これは、市庁舎前演説への、平和演説を台無しにした感情的アドリブという非難と関連しているので、3.3節で両演説を比較し、3.4節で市庁舎前演説の実際と原稿を比較する。

3.2 キューバ危機

キューバ危機ではケネディは、「ロシア人たちが我々の玄関先でわがもの顔に振る舞う」事態に直面し、核戦争の切迫した危険を冒しつつ、フルシチョフと対峙した。彼は、「ソ連の領土外でのミサイル設置はソビエトの政策の“激変”」であり、放置すれば「ロシア人たちはほかでも特にベルリンでもケネディは行動しないと思うだろう」と考え、「キューバ内の脅威を除去する」決心をフルシチョフに伝えたあと、[1962年]10月22日のテレビ演説を行なった(Beschloss 1991: 479; 482, J下: 147; 152)。

1961年のベルリン危機の際に、国家非常事態宣言によって決意を同盟国や米国民、フルシチョフに示すよう迫ったアチソンに対して、ケネディは「ピッグス湾事件²⁸⁾後の彼のリーダーシップへの同盟国の信頼回復のため」であってもそうした「オーバーアクション」はできないと答えた(Sorensen 1965: 589, J: 274)。当時は彼の信頼喪失の時であった。

キューバ危機でのケネディの成功に賛美が多いが、批判も少なくない(Beschloss 1991: Chap. 19, J下: 19章参照)。本稿にとって重要なことはその適否ではなく、これによってケネディとその政権が自信を回復したことである。

ピッグス湾事件の「厳しい教訓」を活かした「防衛力と外交交渉と対話の綿密に計算された

28) 1961年4月米CIAと亡命キューバ人のキューバ侵攻が失敗した事件を指す。

結合」によって、「彼は世界のリーダーシップ競争に個人的にも国家としても挑み勝利した。彼は、米国が強さをあまりにも使いすぎないかと恐れる国々も、全く使わないのではと心配する国々も安心させた。〔1961年〕キューバは彼の最大の失敗の地であったが、今や〔1962年〕最大の成功の地になった」(Sorensen 1965: 717, J: 382)。

Beschloss (1991: 600, J 下: 343-344) は、平和演説にはケネディが「1960年に私的には同意しなかった文章はなかった」と言う。これは、対ソ関係改善という平和演説の主張を「私的には」1960年にも持っていたが、指導力を疑われていた当時は公言しなかったという意味である(邦訳は「私的には」を省略したので意味が通じにくい)。公言に到ったのは、キューバ危機対応によって指導力を実証したからだと言う。1960年の「私的」見解如何はともかくとして、キューバ危機対応が彼に、勇気を必要とする政治決断への自信を持たせたことをBeschlossも語った。

ソ連の共産圏拡大策が膝元の中米にまで及んだ危機感と、その危機における対ソ成功体験とが、「こっちに手を出さなければ、そっちはそっちの勝手」戦略(K1961)を再考させた可能性が十分あり得る。

その際特に重要なことは、この時ケネディやCIAには、キューバに対する米国の海上臨検措置に対抗してソ連が西ベルリンを封鎖する懸念があったことである。CIAは、キューバは米国による経済封鎖を持ちこたえるが、対抗封鎖された西ベルリンでは大空輸作戦が物資を補給しても「住民心理」が崩れ、数週間で「西ベルリン市民のすべての希望の喪失」となると見ていた(Beschloss 1991: 489-490, J 下: 162; 192)。

実際には対抗封鎖はなかったが、西ベルリン市民の心理状況に米国は危惧を強めていた。他方で壁は強固になり、東独の社会主義的復興が進展し始めていた。米国が西ベルリン市民に安

心のみではなく将来展望も与えることが必要な状況にあった。

3.3 市庁舎前演説と平和演説

オドネルは市庁舎前演説を「ケネディのベルリンにおける闘志あふれる演説」と呼ぶ。そのうちの「感情に訴える彼の話しのほとんどは自然発生的で、準備されたものではなく、その朝彼に浮かんだいくつかの考えから組み立てられた」、「彼のハートが彼に言わせたい言葉を抑えることはできなかった」、「彼は〔沿道に鈴なりの〕西ベルリン市民の勇気に心を奪われ、彼がその朝見たベルリンの壁の光景にショックを受けた。彼は人々に、それらについて彼が感じたことを語らねばならなかった」、「東ベルリンの小グループが〔チェックポイント・チャーリーの〕ゲート越しに彼に手を振り歓声を送った。彼が市庁舎に着いて、希望と激励の多少の言葉を待つ大群衆を見た時、彼は、たとえ〔演説へのフルシチョフの反発のため〕核実験禁止条約締結への彼の熱望の挫折を意味するとしても、彼ら在必死に聞きたいと思っている元気付けの言葉を彼らに贈るために彼らに情熱的にはっきりと言うべきだと思った」(O'Donnell 1970: 359-361)。

要約すれば、(a) 演説の「感情に訴える」部分は原稿にはないアドリブだった、(b) 市内巡回と会場の様子からケネディが政治的な対ソ配慮(特に核実験禁止交渉)を抑えていわば本心の明言を決意した。但し実際には核実験禁止交渉は挫折せず同年8月に妥結した。

(a) がどの部分かは記されていない。本稿にとっては「締めくくりの訴え」がアドリブなのか、原稿通りなのか、原稿通りなら原稿はいかに作られたのが問題である。

Beschloss (1991: 606, J 下: 356) は市庁舎前演説を「この日の感情に任せ」た発言と言うが、その「感情」解釈は、オドネルと異なり、壁を許した「罪悪感」であり、「申し訳なさそ

うにピッグス湾の捕虜たちを迎えた時のようであった」と言う。つまり贖罪演説だと見た²⁹⁾。だが、市庁舎前演説の内容も気合いも、ピッグス湾事件後の後悔や意気消沈とは全く異なる。後者では捕虜約 1,000 人をキューバから買ったほどに失策への贖罪の気持ちがあったが、前者はオドネルの「闘志あふれる演説」という評価がふさわしい。

Beschloss (1991: 608, J 下: 359; 391) は、言い過ぎの市庁舎前演説が「上出来」の平和演説を台無しにしかねなかったが、フルシチョフは、両演説をまるで異質と考えつつも、見逃してくれたとも言う。Daum (2008: 142) も、市庁舎前演説の共産主義批判部分について平和演説における「ケネディの立場から間違いなく逸れた」と言う。

市庁舎前演説の 2 週間後に東ベルリンにきたフルシチョフは、平和演説との違いについて「2 人の異なる大統領」のようだと非難した (Ryan 1995: 219-220)。

平和演説は「ソ連に対するわれわれの態度」について、「政府や社会制度」と「そこで暮らす人々」を区別すべきだと論じ、「われわれは、個人の自由と尊厳を否定するものとして共産主義を深く嫌悪しています。それでも、科学や宇宙の進歩、経済や工業の発展、文化、いくつかの勇敢な行動でソ連の人々が見せた多くの偉業を讃えることはできます」と言った。

29) 駐米西独大使グレーヴェ (Wilhelm Grewe)

は、ケネディが彼に「我々がこの件を別のやり方で扱うべきだったとあなたは感じているか」と質問したので、壁を容認したことに「自信がなかったという印象」を持ち、迷いや後悔を見たと言う (Kempe 2011: 380, J 下: 123)。しかしこれはグレーヴェの「印象」であって、実は、当時の多くの西独人のようにあなたも「別のやり方」希望だったかという単純な問いであったかもしれない。壁建設直前の様子やプラントへの返事に明らかのように、当時のケネディに迷いは見られない。

これをソ連は高く評価して全文を紹介し、フルシチョフは答礼として戦略爆撃機の製造停止を予告した (Link 1988: 162)。

平和演説は「詩的な演説」だが、核実験禁止条約に米国世論とソ連を納得させるという「政治的計算の産物」でもあった (Beschloss 1991: 599-600, J 下: 343-344) とすれば、演説は成功であった。

平和演説は反ソ感情抑制の訴えや米国内の自由や権利の不備を語ったように、超大国の豊かな国民に平和共存のための心構えを説き、市庁舎前演説は共産圏に包囲された冷戦最前線都市住民向けの激励であったから、当然力点が異なる。

しかし力点の違いを超えた背反もあった。ソ連について前者は自由否定を「嫌悪」しつつも、経済や科学などの「偉業」を讃え得るとした。後者は自由否定を非難しただけではなく経済発展を認める者にもベルリンを見に来いと言った。これはアドリブ部分であり、壁と壁越しに彼を歓迎する東ベルリン市民を目にしたケネディが自らにも向けた反省と闘志の表明であったかもしれない。

実は平和演説には、「バクス・アメリカーナ」も「墓場の平安、奴隷の安全」も否定しつつ、「自分たちの政治経済体制を他国に押し付けようとする共産主義国の動きが、現在の世界緊張の主たる原因です。他国の自主的決定を妨げる国がなくなれば、平和は今よりも確実に保障されます」との厳しい対ソ批判もあった。

それだけではなく、「締めくくりの訴え」に通じる共産圏の内部変化への期待も示した：

「共産圏の内部に建設的な変化が起きて、今は手の届かないように見える解決策が手に入る日が来ることを期待しながら、平和の探求へのたゆまぬ努力を続けなければなりません」。

問題は「建設的な変化」への「期待」のあり方である。ただ期待して見守るだけなのか、共産圏の「建設的な変化」を起こす働きかけをするのかに、平和演説は触れなかった。平和演説は単なる期待の表明に留まった。市庁舎前演説は期待を実現させるために人権戦略を示した。それは、恒久平和実現の前提としての自由と人権の要求だから平和戦略でもあった。1961年の「そっちはそっちの勝手」から、今や「そっちの人権実現」に変わった。

3.4 市庁舎前演説の実際と原稿

「締めくくりの訴え」がアドリブであれば市庁舎前演説は批判の波にのまれてしまう。原稿通りであるなら批判は当たらず政権の公式発言としての重み加わる。

演説に際してケネディは手元に原稿を用意した。それは「ホワイトハウスと国務省が何度も練り直した」最終結果であり、10枚のインデックスカードにタイプで打たれていた (Daum 2008: 140)。その写真 (JFKPOF-045-026) を見ると³⁰⁾、ケネディがわずかに手書きを加えていた。タイトルは「Remarks at the Berlin Rathaus, June 26」である。

インデックスカードとはいえ、カード毎に1つの段落やテーマが記されているのではなく続き物で、全体で3カ所に「***」という行の挿入による区切りがある。この原稿と実際の演説を比較すれば、アドリブと政権として練りに練った部分が厳密に区分できる。

Taylor (2006: 338-9) はアドリブ部分が聴衆を感動させたが、原稿には価値が「殆どなかった」と言う。

Daum (2008: 140-144) は原稿と、通訳を含む実際の演説の映像とを比較して、どこがアド

リブだったかを検討した。彼が引き出した結論は次のようである：ケネディは原稿の「幾つかの区切りだけを使い、代わりに台本なしの演説をするつもり」で臨み、①原稿にあった米国の戦後ベルリン問題関与の歴史を省き、②「演説前半の大部分を即席で話した」が、時に原稿も見て一部は「原稿のアイデアに拠った」、③有名な「Ich bin ein Berliner」は原稿になく直前にケネディが発音を手書きした、④壁を糾弾したあとは「原稿をきちんとフォローした」、⑤末尾は「再び台本から離れた」。これでは細部が不明である。

Prowe (1989: 145f.) は演説原稿全体を独訳紹介した上で、実際の演説と比較し、2つの段落 (表の (4)・(5) に当たる) だけが「おおまかに原稿を追った」と言う。せっかく原稿全体を記載しながら、比較の結論はたったそれだけである。その上あろう事か、(ア) 演説は「大部分瞬間の気分由来し」「政策にとっての訴求力はわずか」と切り捨て、(イ) 無視された原稿こそが「壁建設前に定式化」され政策に合致し「訴求力がある」と言う。

(イ) は5節で取り上げ、ここでは実際の演説の記録 (jfk630626) と原稿を詳細に比べることにする。その際 Prowe (同前) の原稿独訳も参照した。比較対照のために演説を表のような項目に区分した。区分は jfk630626 の段落区分とは一致しないことがある。

表の各項目冒頭の英語表記は実際の演説 (以下単に実際とする) ないし原稿の原文該当箇所冒頭を示し、和文は内容要約または特徴的な言葉を記した。演説の実際の進行ないし進行予定の順に配列した。項目 (1)~(5) は実際と原稿両方にある。但し省略や追加、表現変更などがある場合もある。(A)~(E) は原稿にない。(a)~(d) は原稿にあって実際にはない。

まず実際にあるが原稿にない項目、つまり感情的アドリブと言われる部分を見よう。

(A) は、西ベルリン市民を古代におけるロー

30) 第1次案と第3次修正案、実際演説のプレス向けテキスト (同日) も掲載されている。原稿1枚目の写真は Prowe (1989: 145; 147) や Daum (2008: 14) にもある。

表 実際の演説と原稿の比較のための区分

進行/予定	冒頭の言葉：内容
1	(1) I am proud …：市長・首相への挨拶とクレイ将軍の紹介
2	(A) Two thousand years …：「Ich bin ein Berliner」
3	(B) There are many people …：西側の一部の共産主義肯定評価を批判し、「彼らをベルリンに来させよう」
4	(a) Ten years ago this month…：1953年東独蜂起鎮圧への批判
5	(C) Freedom has many …：自由には困難、民主主義には不完全があるが、我々は市民を閉じ込める壁を造ったことはない
6	(2) I want to say, on …：長期包囲にもかかわらず活力や希望を失わない西ベルリンへの賛辞
7	(b) From s ruin of rubble …：ベルリンは「再統一されたドイツの将来の首都である」
8	(3) While the wall …：壁非難
9	(c) It has been said that …：フルシチョフの西ベルリン「自由都市」化批判
10	(4) What is true of …：自由と人権による恒久平和
11	(5) You live in a defended …：壁を越えた正義のある平和へ
12	(D) Freedom is indivisible …：自由普及によるドイツ・ヨーロッパ統一
13	(E) All free men, …：自由な人々はすべてベルリン市民
14	(d) Berlin is not alone …：ベルリンは孤独ではない、あなたがたの自由は我々の自由

マ市民（権）になぞらえた「Ich bin ein Berliner」発言の一回目を含む部分である。

(B)は「自由世界と共産主義世界の間の大きな問題を本当には理解していないか、あるいは言わない多くの人々」「共産主義は未来の波だと言ういくらかの人々」「共産主義者といっしょに仕事ができると言ういくらかの人々」「共産主義は悪の体制だが経済進歩を可能にするというのは本当だと言う少数の人々」を批判し、彼らを「ベルリンに来させよう」と熱く語った。

この部分、特に「共産主義者といっしょに仕事ができるという人々」への批判が非難的になった³¹⁾。それは平和演説に反し、現に核実験禁止のためフルシチョフという「共産主義者といっしょに仕事」をしているケネディ自身の行

動に矛盾すると非難された。しかし核実験禁止交渉についてはケネディは上記のオドネルによれば決裂覚悟の上で演説した。

(C)は「自由には多くの困難があり民主主義は完全ではないが、我々はわが市民が去るのを妨げ中に閉じ込めておくために壁を作ったことはない」とした。

(D)の前半には「自由は不可分のものである。一人が奴隷となれば、全員が自由であるとは言えない。みな自由である時、…この都市やこの国、ヨーロッパというこの偉大な大陸が1つになる日を期待することができる」とあり、「締めくくりの訴え」（全文は3.1節記載）の末尾部分に当たる。続いて「1つになる日」が「ついに来たとき」に振り返れば、西ベルリンは「ほとんど20年間〔冷戦〕最前線にいた」という感慨にひたるだろうと述べた。

(E)は(d)を大幅に簡略化し、かつシンボリッ

31) 例えばSP(27/1963: 16)やSP(27/1963: 16), Hofmann (2007: 83-84), Prowe (1989: 143f.), Ryan (1995: 219-220)。

クにした表現と解釈することができる。

実際に無く原稿のみにあった項目を見よう。

(a) は表に記したとおりでである。(b) は (2) に当たる原稿に続く部分で、ベルリンを統一ドイツの首都としたが、実際には省略された。

(c) は名指ししていないが、フルシチョフの西ベルリンの自由都市化提案 (2.2 節参照) 批判であり、主な内容は 3.1 節に記した。

(d) は上記のように (E) に簡略化された。

次に実際と原稿の両方にある項目を見よう。

(1) は、大空輸作戦の飛行経路と同じ経路でここに来た云々という原稿の言葉は省略され、代わりに原稿に無いクレイの紹介が入り、市長と首相の功績への簡単な言及も加えられた。原稿の上端には「Ich bin ein Berliner」と「civis Romanus sum」という手書き書き込みがある³²⁾。

(2) の実際は原稿よりも大幅に簡略化された。米軍駐留を保証する言葉も削られたが、それは (1) において、必要な時はクレイがまたやって来ると言ったことによって代替された。

(3) の実際も原稿から大幅に簡略化されたが、主旨は述べられた。但し「ベルリンは再統一されたドイツの将来の首都である」(b) や「壁の両側」の苦難への言及が省略された。

(3) の原稿末尾には「And sooner or later it will come down」(it=壁) とある。ケネディは手書きでこの「will」に取り消し線を引き何かを書き加えた(カード6)。Prowe (1989: 145) はその書き加えを「must」と解釈し、「壁は崩壊するだろう」(sie wird fallen) から「壁は撤去されなければならない」(sie muß weg) に書き変えたと解釈した。こ部分も実際では省略されたが、ここにも彼の能動的意志が見られる。

(4) と (5) が本稿の言う「締めくくりの訴え」に当たる最も重要な部分である。

32) それらと Lasst sie nach Berlin kommen の発音も記した別の紙片があり、Berlin3 や de.wikipedia (Ich bin ein Berliner) はロクナーが演説直前に与え発音を練習させたと言う。

(4) は「締めくくりの訴え」のうち最初の「4人に……獲得した。」の部分に当たる。その実際は、原稿の一部に修飾語を加えたり表現を変えた(例えば、基本的権利を「持っていない」→「否定されている」)が、いずれも論旨にも強調度にも変更はない。原稿は「…獲得した。」のあとに「ドイツ人の決意」とそれへの「すべての自由な人々の支援」を語るセンテンスがあるが、実際では省略された。

(5) は「締めくくりの訴え」のうちの「あなたがたは防衛された……全人類に。」に当たる。この部分の実際も、わずかな変更(例えば「merely」を加えた)のみで、原稿と殆ど同じである。

「締めくくりの訴え」の末尾「自由は不可分……期待することができる。」は上記のように (D) に当たり、ケネディの追加だが、(4) や (5) ほかの部分の再論であり、原稿の枠をはみ出るものではなかった。

つまり、「締めくくりの訴え」は、論旨を変えない範囲での一部の変更と追加以外は、ホワイトハウスと國務省が練り練った原稿のままであった。

従って、「締めくくりの訴え」はほぼ原稿通りの (4)・(5) と、(D) の前半「自由は不可分なものである。…期待することができる」から成っていることが明らかになった。

かくて「締めくくりの訴え」はケネディ個人の感情的アドリブでも言い過ぎでもなく、十分練られた原稿に基づく政権の公式言明としての重みがあることが証明された。

冷戦最前線住民に向けて市庁舎前演説が長期的な能動的戦略を示したのに対して、平和演説と自由大学演説は当面の平和維持と共存戦略に重きを置いた。しかし後二者も上記のように市庁舎前演説と共通の期待は示した。

実はさすが Beschloss (1991: 607, J下: 358) だけあって、市庁舎前演説は「Ich bin ein Berliner のせいで最も良く記憶された」が、「30年

後冷戦が終わりドイツが再統一されたあとでは、ケネディ演説の締めくくり (the peroration)³³⁾ がはるかにより大きな (far greater) インパクトを持っている」と評価し、インパクトの象徴として本稿の言う「締めくくりの訴え」を引用した。本稿が繰り返したようにまさにこの部分が市庁舎前演説の核心であり、「30年後」を待つまでもなく、聴衆は他の箇所と同様にこれらの箇所にも喝采を送った (Daum 2008: 226)。さらに1970年代前半に西側がCSCEにおいて対共産圏人権戦略を実現した。

4 その後

K1963は基本構想にすぎなかった。しかし、1975年8月に署名に到ったCSCEヘルシンキ宣言³⁴⁾第1バスケット前半に同種の内容が具体化された。同宣言成立には、議会やマスコミの強い反対を押し切って署名に踏み切った米大統領フォードの決断が大きいとされる (百瀬1992: 第5章、関場誓子)。ケネディの遺産がここに日の目を見た。

ケネディは市庁舎前演説3ヵ月後の国連演説 (jfk630920) で「さらなるステップの課題」として、「奇襲攻撃へのセーフガードの合意」や「東から西へ、西から東への情報と人の自由な移動の合意」を挙げた。前者はヘルシンキ宣言第1バスケット後半 (信頼醸成)、後者は第3バスケット (人道協力や人的接触・情報交流・文化交流) に該当する先駆であった。

山本 (2010: 86-7) によると、第3バスケットの基礎となった「東西間の人と情報の移動の自由」を盛り込むことをNATO会議で提案したのは米国であり、1969年末NATO方針に盛

り込まれた。

ブレジネフは同宣言による戦後国境不可侵保証に満足し、東独もCSCE参加による国際的地位向上に満足であった。同宣言はソ連でも東独でも全文公表され、東独福音教会が取り上げ、また出国希望者の旗印になった。一部研究者は東独当局が宣言を隠したと言うが、誤りであり、東独一般市民と私との会話 (1980年代初め) でも「ヘルシンキ」が話題になり、私の意識にも強く残り、東独などの同宣言関連テーマの研究のきっかけとなった。

同宣言第1バスケット前半の「参加国の相互関係を律する」10原則がソ連東欧の反体制運動を鼓舞した。反体制派は主に第7原則 (人権と基本的自由の尊重) に依拠し、当局は第6原則 (内政不干涉) で応戦した³⁵⁾ が、反体制派は第10原則 (国際法の義務の誠実な履行) で対抗し当局の劣勢が次第に強まった。

第1バスケット後半の信頼醸成措置は対外軍事行動や軍事演習の制約となった。その後さらに強化され、ストックホルム軍縮会議 (1984-86年) では「参加国は、力による威嚇又は力の行使を“同盟関係”であるといなどを問わずいかなる国に対しても控えることに合意し」、国際合意として「この時点でブレジネフ・ドクトリンが不当なものとみなされることになった」³⁶⁾。しかも軍事演習の事前通告義務などが格段に拡大された (吉川1994: 136)。浅田 (1991: 193) はヘルシンキ宣言からストックホルム合意への信頼醸成措置の対象拡大や義務化の発展を分かりやすい表に示した。

ヘルシンキ宣言第2バスケット (経済協力) と、第3バスケット (離散家族再会などの人道

33) 邦訳は「大げさな演説」としたが、演説の該当箇所には “So let me ask you as I close, …” とあるのだから「締めくくり」が妥当である。

34) 吉川第2章5参照。関係8言語の全文がOSCE_75にある。

35) Snyder (2013: 6) は第6原則が「西側諸国によってブレジネフ・ドクトリン放棄と見なされた」と言うが、東側は頻繁に第6原則によって人権要求等を排除しようとした。

36) 但しソ連政治局はすでに1981年12月に同ドクトリンを放棄した (青木2004参照)

協力や人的接触・情報交流・文化交流)も鉄のカーテンに穴を開けた。

CSCEはバオグラード、マドリッド、ウィーンでフォローアップ会議を続け、履行状況をチェックし合意レベル引き上げた。その結果当局への人権圧力が強まり、東独は国境規制(外国旅行と移住の許可基準、国境警備方法など)を緩和した。特にウィーン会議では1988年に入るとソ連東欧の多くも西側と協調し、東独とルーマニアが孤立した。

両独間では、ヨーロッパが中距離核ミサイル危機に揺れていた最中、1983年10月5日の西独首相コールへの手紙の中で東独書記長ホーネッカーは平和のための「理性の連立」を提案した。コールの同年12月14日の返書は、「平和は人権が尊重されないところでは定着し得ない」と批判し、「ヨーロッパとドイツ国民への責任共同体」という対案を提起した(Korte 1998: 187; 189)³⁷⁾。K1963と共通の論理であった。

東独では政権から独立したグループの平和運動が盛んになり、その1つで、非合法新聞「Grenzfall」(壁崩壊)の発行も手がけた「平和と人権イニシアチブ」(略称IFM, 1986年1月結成)も、社会主義幻想の中ながら、人権と平和の関連を重視した。その設立文書は、「平和運動の中で平和と人権の密接な関連の意識が成長している。近年の経験は平和活動の目的は民主的な基本権や自由の実現に依存していることを証明している」と記した(jugendoppositionやrevolution89に掲載)。

1987年6月12日西ベルリンのブランデンブ

37) ホーネッカーの手紙には「核破局への人類の転落防止を願う者すべてが、冷静に国際情勢に影響を及ぼし新たな核軍拡を防止することをめざして、理性の連立のために連携すべきである」とあり(ND 1883年10月10日)、核兵器に頼るソ連を怒らせた。両書簡はChronik_dokにも掲載。

ルク門を背にしたベルリン75周年式典におけるレーガン演説も平和と自由化を一体として扱った。この演説はゴルバチョフに「この壁を解体せよ」と要求したことで有名である。当時東独もベルリン75周年を盛大に祝いドイツ回帰を一層鮮明にした。

CSCEの発展は、それにソ連東欧内部のいわゆるヘルシンキ呼応の下からの運動が伴わなければ、体制変革をもたらさなかった。呼応として最も有名なチェコスロバキアの憲章77は幅広い国民の運動ではなかった。モスクワその他のヘルシンキ・ウォッチもそうではなかった。最大の呼応はむしろポーランド連帯労組であったが、東独でも憲章77より半年も早く「リーザ市民権イニシアチブ」が呼応し出国・移住権実現を要求した(青木2009)。これ以後大規模化した東独出国運動こそが、CSCEの進展やハンガリー国境規制緩和などと相まって壁開放を実現し、壁開放は東独崩壊だけでなく連鎖的東欧革命の序幕となった。

K1963が先駆となった人権戦略は、CSCEプロセスや種々のイニシアチブによって幅広い国民の運動の潜在力を引き出すという大きな歴史的意義を持った。

5 ケネディとブランド東方政策

本稿の以上の論旨は妹尾(2011)に明らかにされているという驚きのコメントが寄せられた:

「ケネディの1963年演説がバールによる“接近による変化”構想につながり、それがブランド政権の東方政策の新しい方向性となり、それがCSCEにおける諸要素につながった」、「つまり、筆者〔青木〕の主張である<1963年版ケネディ・ドクトリン→CSCEの西側戦略>という影響関係について、すでに妹尾〔2011〕によって

＜ケネディの1963年演説→ブランド政権の東方政策→CSCEの西側戦略＞という形で、ブランド政権の東方政策を媒介とする形で示されている。

これは2つの誤解の結果にすぎず妥当性はない：① コメントが典拠とした妹尾（2011：11；30；94）の読み誤り，② ブランド東方政策の誤解，つまり基本的人権実現と人道的措置（＝ブランドの言う「人間的側面」）の混同である。

①は演説の取り違えというきわめて単純な混同である。妹尾（同前）が取り上げた「ケネディの1963年演説」は市庁舎前演説（本稿）ではなく平和演説である。

ブランド東方政策を理論化したパール演説（後述）は、市庁舎前演説を一顧だにせず、「接近による変化」構想を「平和戦略」（＝平和演説）の「ドイツへの移植」と言い、彼は壁崩壊後の1991年のインタビューにも、平和演説を自らの構想にとって「天からの贈り物」だったと答えた（Ash 1993：65, J上79）。彼にとって市庁舎前演説、従ってK1963は全くの異質であった（それを示す彼の言葉は後述）。だから妹尾説は至極もつともであるし、これも後述するがブランドらは「接近」のための先行給付として欧州安保会議についてのソ連の呼びかけに応えたのだから、東方政策がCSCEに関係するのも当然である。

しかし本稿がK1963を見たのは市庁舎前演説である。それと平和演説には上述のとおり共通性もあるが、後者にK1963はない。当然妹尾説にはK1963同様の主張はない。これだけでもコメントの妥当性は失われる。

本稿は市庁舎前演説と西側のCSCE人権戦略の資料上の継承関係に言及せず、当然その根拠も示していない。本稿は以上において、(1) K1963とヘルシンキ宣言人権原則は基本的内容が同じであり、前者が後者の先駆に当たること、(2) 9月国連演説には同宣言の信頼醸成措置や

第3バスケットに該当する内容もあったこと、(3) K1963はケネディの感情的アドリブではなく国務省とホワイトハウスが練りに練った原稿のとおりであり、政権の公式言明としての重みがあることなどを明らかにした。3.4節の最後の段落に引用したBeschlussはこのような私見の傍証でもある³⁸⁾。

誤解②については、コメントを見た人たちの反応から、幅広くあり得ると思われ、重要な論点でもである。そこで以下に詳論する。

論点は、ブランド東方政策の内容と本質およびそれとケネディの関係（特に1963年6月の3演説、平和演説・市庁舎前演説・自由大学演説との関係）である。西独の東方政策全般の経緯や政争には触れない（佐瀬1973；Ash 1993：K, II, J上II章など参照）。

既述のように、3演説のうち平和演説は理性的に緊張緩和と平和共存を求める名演説、自由大学演説はその系譜とされ、市庁舎前演説はそれらの反対物、平和演説を台無しにした感情的アドリブと非難されることが多い。それに対して本稿の3演説の評価が異なることも既述のとおりである。

市庁舎前演説非難の最初はその直後のSP（27/1963、本稿3.1節参照）であり、パールも読んだに違いない。この記事の2週間後1963年7月15日に、パールがツーツィンク福音アカデミー（Evangelische Akademie Tutzing）の「政治クラブ」において演説した（以下パール演

38) 但し本稿の当初案には(1)の表現に欠点があった。K1963が「1970年代からCSCEにおける西側戦略に継承・具体化され、ヘルシンキ宣言などに結実」などと表現した。そのため政策立案における具体的な継承関係（例えばNATOを通じて）の主張と受け取られた一因だと思う。本稿は西側戦略形成の中でのK1963の先駆性の主張ではあるが、同時にK1963は公式表明ゆえ、米政権内での継承の可能性を推測した。

説)³⁹⁾。

ケネディとブランド東方政策の関係を論じる主要著作⁴⁰⁾のうち Prowe も Hofmann も平和演説と自由大学演説を称賛して市庁舎前演説は無いほうが良かったも同然に扱う。前述の Beschluss と同様である。

Prowe (1989: 144ff.) は市庁舎前演説を、「視察したばかりの壁から受けたショック」が抜けないまま「大部分瞬間の気分」でおこなわれ、「訴求力」がわずかで、「この政策〔下記の「新政策」〕に矛盾」し、共産主義という「悪の体制」とのいかなる交渉も拒否する冷戦の闘士のようにあったと酷評した。

彼は市庁舎前の実際の演説を酷評するが、その原稿は実際の演説とは「基本的に」異なるとして、自由大学演説同様に高評価した。これは、演説の核心「締めくくりの訴え」が原稿のとおりであることにさえ気付かなかったか、無視した評価である。

他方で彼は自由大学演説をケネディ政権の「新たなベルリン政策」(以下「新政策」と呼ぶ)に合致すると高評価した。彼によれば「新政策」はウィーン首脳会談におけるフルシチョフとの「対決」から受けた衝撃への対策として提起された。それは「西ベルリンの自由と安全という最低要求に基づいてソビエトとの合意に努め」つつ、「正義は、我々が…あちら側の人々の希望を維持するためにできるかぎりのことをすることを求め」、その際「重要なこと」は東の人々が「西側社会との接触 (touch) の中に保たれること」、可能な「すべての接触 (contact) とコミュニケーション」および貿易を通じて「東側からの日々の歪曲」宣伝を打ち破ることを目

指した。

彼によれば「新政策」を提案したのは、1961年8月7日のロストウ報告や、補佐官代理ケイセン (Carl Kaysen) の同月22日の報告である。それらについての議論のバンディによるまとめには、対ソ妥協として東独政権およびオーデル・ナイセ線 (対ポーランド国境) の承認、不可侵条約、さらに両独別々の平和条約も考慮するとあった。従って3要件は維持しつつ、係争点についてソ連側要求への大幅妥協が追加された。

ケイセン報告には、両独間の公式接触は「ドイツ内国境を完全に閉鎖する東独の努力を本質的に弱めるだろう」という期待があった。ロストウ報告には両独間の経済をはじめとする接触とそれを通じた影響力行使が提言され、「“接近による変化” [バール演説] を想起させる」と Prowe は評した。

「新政策」の新しさは、東独政権とオーデル・ナイセ国境の承認などの対ソ妥協と接触・交流促進を K1961 に加えたことにあった。これらを Prowe はウィーン会談対策〔従って平和条約対策〕と言うが、壁建設対応であった。ロストウ報告時点にはすでに平和条約なしの壁という米ソ妥協が成立し (2.4 節参照)、ましてやケイセン報告は壁建設開始10日後であり、しかも壁対策を示す言葉もあるからである。しかし K1963 に到るような議論はなかった。

ウィーン会談での「対決」、つまりソ連の対東独平和条約強行意志と米国の西ベルリン防衛意志が衝突し「寒い冬」を予感させた決裂への対策は、既述のように軍拡と核シェルターであった⁴¹⁾。「新政策」案の新しさは、一方でソ連の平和条約取り止めにより西ベルリンの危機が、他方で壁建設により東独の危機が防止され

39) バール演説は DA 8/1973: 862-865 や Benz (1978): 284-289 などに所収、同アカデミーのウェブサイトや 1000dokumente 等にも掲載。

40) ケネディ主導説の Prowe, ブランド独自説の Schmidt, 相互刺激・相互学習説の Hofmann がある。

41) ケネディ政権の軍拡と交渉を併行させる「二銃身戦略」について青野 (2012: 第2章) 参照。同書 (78-80) には上記 Prowe (1989) が扱った 1961年8月のホワイトハウス内の議論について異なる資料からの紹介・検討がある。

たという新しい米ソ共存状況への対応であった。

ケネディ政権は壁建設開始当時から、ブランド東方政策に通じる、対ソ妥協をテコとする接近戦術を考えていたことを明らかにしたことがProwe (1989) の功績である。

しかし彼は、上記のように、市庁舎前演説の原稿と実際の演説は「基本的に」異なり、原稿こそが自由大学演説と同様にケネディ政権の「新政策」に合致すると高く評価した。残念なことに、彼はわざわざ原稿全文の独訳を載せながら (Prowe 1989 : 145f.)、原稿と実際の演説双方に彼の言う「新政策」を越える人権戦略があることを見逃してしまった。

Hofmann (2007 : 80-85) も平和演説を、ブランドら新東方政策を考えるドイツ人たちにとって「デタントへの途上のランドマーク」だったと高く評価した。他方市庁舎前演説を、「興奮と高揚の強烈な雰囲気」のせいで「原稿から3つの段落のほかをすべて捨てて」、「共産主義者とともに働くことできる」という者を批判し、自身の核実験禁止条約成立努力にも、「ブランドが年内にしようとしていること」⁴²⁾にも、平和演説の哲学全体にも反したと酷評し、「ケネディは我を忘れた」、「この市庁舎前演説はベルリンにおけるケネディの最も重要な演説ではなかった」と言う。

Hofmann は、市庁舎前演説の「言い間違い」はバンディの提案に基づき「政治的によりしつかりした自由大学演説の中で修復された」、自由大学演説はアデナウアー政権の外交政策を批判し、ブランドの「小さな歩み政策」〔彼の東方政策の別名〕に「本格的支持」と「勇気」を与え、「適切な信頼できる原理とモットーの全武器」を提供したと評価した。

ブランド東方政策を基礎付けたと言われるパール演説は、末尾で自らの趣旨を「接近によ

る変化」(Wandel durch Annäherung) と要約した。それを Hofmann (2007 : 85) は「change through rapprochement」(国家間和解を通じた変化) と英訳した。2.5 節で触れた Wyden (1989 : 164) 同様である。

パール演説は、同じ場でのブランドの「当たり障りのない演説」と異なり、「怜悯、論理的、具体的かつ緻密」に新東方政策を理論付け、「ブランドの政策のための一般に認知された評価基準」となった (Hofmann 2007 : 85 ; 86)⁴³⁾。

その趣旨は、(1) 1937 年時点の国境回復や東独政権不承認という従来の西独外交方針を捨ててソ連東欧の要求 (東独政権とオーデル・ナイセ国境の認知) の保留付き承認によって「接近」し、(2) 人的・経済的交流の促進を通じて「変化」を期待することであった。

(2) はエアハルト政権の外相シュレーダーの提唱と共通なので、新機軸は (1) であった (佐瀬 1973 : III 章)。またパール演説はシュレーダー構想とは異なって接近対象に東独を含めた (佐瀬 1973 : 69) だけではなく、東独を重点的に扱った。

パール演説はこの政策を、ケネディの平和戦略の「ドイツへの移植」、「ドイツに適用」、「平和戦略構想に継ぎ目なく順応する」政策だと説明した。

パールの理解では、ケネディの平和戦略とは「共産主義の支配は除去されるべきではなく変化させられるべき」ものであり、ケネディ政権が「試みようとしている東西関係の変化は、現状が当面は変更されないことによって現状の克服に役立つ」という考え方である。「これはパラドックスに聞こえるが、圧力と反発という従来の政策が現状の固定化にしかならなかったあとでは、これが見込みを開く」(パール演説)。そこから、「接近による変化」に次ぐ東方政策

42) 下記の通行証協定を指すが、この時点ではブランドは東独との交渉入りをまだ決断していなかった。

43) 同演説が起こした「非常な大騒ぎ」は Vogtmeier (1996 : 64ff., J : 86-90) に詳しい。

の第2のキー・スローガン「当面現状を変更しないことによる現状の克服」という「弁証法」が生じた (Hofmann 2007: 85)。

それは彼にとって東独の「1953年の経験」からの結論であった。すなわち、国民の街頭行動はソ連戦車が蹴散すので、結果は独裁政権の「強化」になり、また「経済困難が政権の崩壊になり得ると信じることは「幻想」であって、政権転覆の「いかなる政策」も「実際的な方法」も存在しない (バル演説)⁴⁴⁾。

だから「変化は目下そこを支配しているおぞましい政権を前提してのみ達成可能」であり、「おぞましい政権」への接近が必要だと結論した。そのためには平和演説の言う「相手側の利益関心も認め考慮しなければならない」。そうした接近であっても、東側よりも「わが世界はより良いものであり、自己実現という平和的な意味でより強い」のだから、つまり西側の体制的魅力ゆえに、接近が東側の変化をもたらすと見込んだ (バル演説)。

バル演説が期待した変化は、「ソビエトの介入が必然的になされるだろう革命的な転換の危険が生じない」変化、つまり相手政権に受け入れ可能な変化であり、「人々にとっての負担軽減」のみであった。人権、特に自由権の要求は革命的ゆえに彼が期待する「変化」の枠外であった。それゆえ異質の市庁舎前演説に触れないのは当然であった。

バル演説は「人々の負担軽減」の具体策として東西貿易促進による人々の物質的改善を強調した。それは近年のソ連の目標でもあるので、相手政権と合意可能だと論じた。同時に、「人道的」諸措置 (分断家族合流、訪問旅行、政治犯釈放など) も緊要とした。

当時ブランドは人的交流、特に「人道的」必要を強調した。彼はケネディの市庁舎前演説の

44) Vogtmeier (1996: 38-44, J: 3章4節) は1956年ハンガリーの悲劇的結末もバルの原体験に加える。

前日ボンでの「ケネディとの最後かつ最も親密な会談」において、彼の「小さな歩み政策」と特に「壁によって引き起こされた人間的災難を緩和するアイディア」を説明した (Hofmann 2007: 81f.)。ケネディの市庁舎前演説の原稿も、「ブランド市長が何度も言ったように」壁は政治問題だけではなく「人間性への攻撃」、特に家族分断でもあると非難した。

この会談についての彼の6月27日付けのメモにも、「ケネディは私に26日の彼の市庁舎前演説のための提案を尋ねた (これについてはすでに23日夜にソレンセンと話した)」ので、「ベルリン市民の自意識へアピールすること」と「特に人間的側面〔人道問題〕を考慮すること」を薦め、「こうしたこととベルリンおよびドイツにおける段階的变化〔小さな歩み政策〕の可能性の指摘を結びつけた」とある (Brandt 2004: 417-419)。

ブランドやバルの考えは、ヘルシンキ宣言で言えば第1バスケットの第3原則 (国境不可侵) や第2バスケット (経済協力等)、第3バスケットの人的接触到相当したが、第1バスケットの第7原則 (人権と基本的自由の尊重) の考えはなかった。

ブランド東方政策が国家間和解を重視するのに対して、ヘルシンキ宣言第7原則 (人権) によって実際に発生した現象は、それに援護された国民の独裁と隔離への抵抗 (ポーランド連帯労組や東独出国運動、憲章77、ヘルシンキウォッチなど) である。これはバルの言う「おぞましい政権を前提」とするのではなく、「政権のおぞましさ」と闘うものであった。ブランド東方政策と人権戦略は、東独出国運動やポーランド「連帯」の経験が示すように、相乗効果を発揮したが、別種のものであった。

すでにバル演説は東独政府との折衝事例を多数挙げて公式折衝の必要性を主張したが、その時点ではブランドはまだ東独政府との公式折衝を忌避したので、彼の東方政策は未完成であ

り、西独政治家としては国境問題と東独の扱いにおけるタブー打破が難題であった。ところが同年夏に部分核実験禁止条約に米ソ両方から両独の参加が求められ、両独国家が並立する形で国際条約に署名した(高橋1991: 17)。その数ヵ月後、パール演説の半年後ようやくブラントは東独との公式折衝を決断をした。それがベルリン通行証協定交渉である。

東独は壁建設開始直後の1961年8月15日に西ベルリンからの自動車の乗り入れに許可義務を、同22日に西ベルリン市民の東ベルリン訪問に許可義務を導入した(西独本土市民には前年秋から施行)。東に入ることができる西ベルリン市民はごく一部に限られ、親戚訪問も不可能になった。そのためブラントにとって人道問題が切実な課題となった。他方、東独政府は西ベルリン市民のための通行証発行所(東独ライゼビューロー支店)を同年8月26日に西ベルリン市内のSバーン(都市内鉄道で東独所管)のツォー駅とヴェストクロイツ駅に開設しようとした。すでに22日に開設要請を東ベルリン市長から受けていた西ベルリン市政府は同日拒否を決め、連合軍司令部も25日に開設禁止を決めたので、開設を西ベルリン警察が阻止した(BMiB 1985: 976; Hofmann 2007: 90; Kunze 1999: 41)。

そこで「分断された都市における人道的必要」への対処がブラントの「差し迫った」課題であった。彼は西ベルリン市民の東ベルリン訪問復活のために、壁建設開始後2年間は、東独との公式折衝を避け赤十字や教会、弁護士、東西地区間取引事務所、東ベルリン市役所のような相手を模索し、また連合国による仲介を何度も依頼した。しかし成果がなかった。逆にケネディから1962年10月に、ドイツ自身がそのための何らかのイニシアチブを示せと忠告された(Hofmann 2007: 90-92)⁴⁵⁾。

45) ごく部分的な成果はあった。壁によって東ベルリンに閉じ込められた西ベルリンの大学

この「苦い経験の2年」後、1963年12月5日再び東独政府から、西ベルリン市民がクリスマスに東ベルリンの親戚を訪問することについての一時的取り決めの提案が舞い込み、ブラントがこれに応じる決断をした。そこで「にわか

の複雑な交渉ののちに、最初のベルリン通行証協定が1963年12月17日に署名された」(Hofmann 同前)。

この提案を伝えたのは東独閣僚会議議長代理アブシュ(Alexander Abusch)のブラント宛書簡である(SP 51/1963: 21)。

ではなぜこの時に東独からの再提案があったのかという疑問が生じる。実際には事前折衝が水面下で行なわれていた(後述)。

Prowe(1976: 251)もブラント東方政策の「基本的構想は…ベルリンにおける特別の危機状況への反応の中で壁建設後の最初の2年のうち、すなわち1961年8月から1963年末までに作成された」と言う⁴⁶⁾。

生(自由大学だけでも450人)を救出しようとして逮捕された「逃亡援助人」の救出である。その1人がブラントの子どもの家庭教師で、1961年12月逮捕、4年半の有罪となった。その救出のため後述のブラント側近シュパンゲンベルクや西ベルリンの弁護士シュタンゲが東ベルリンの弁護士フォーゲルと折衝し、シュタジのスパイらとの交換で1963年7月釈放された。いわゆる自由買い(西独による東独政治犯買い取り)の発端の1つである(青木2009: 125; 128-9)。

46) Schmidt(2003: 521)は、Proweを先駆的研究と評価しつつ、ブラント東方政策は1950年代、遅くとも1953年6月17日〔いわゆるベルリン暴動〕後に形成されたと反論した。但しその政策がベルリン通行証協定によって初めて具体化されたことや、「クレムリンの緊張緩和や改革の用意を過大評価」し、国家間関係に依存したことについては、Schmidtも大方の評価と一致している。ブラント東方政策には東独政権とオーデル・ナイセ国境の承認が不可欠であったのだから、HofmannやProweの説が妥当であるし、その意味でケネディ政権が先行し

東方政策の最初の具体的様相を親戚訪問のためのベルリン通行証協定に見よう。

西ベルリン側交渉担当者コルバー (Horst Korber) への、協定実施 10 周年インタビュー⁴⁷⁾によれば、協定交渉は、彼が「尊敬できるという印象を得た」東独文化省次官ヴェント (Erich Wendt) との間で、1963 年 12 月 12 日から 7 回、合計 30 時間以上 (うち 13 日には短い中断を含め深夜まで 15 時間)、東西ベルリン交互に開催された。相手の出方が不明だったので西ベルリン側には「交渉戦略はなかった」、「即興で対応した」が、「2 回目あるいは 3 回目の交渉のあとすでに解決可能」と彼は判断した。

「唯一の難しい問題」は、東独側が西ベルリンに通行証発行所を置き東独の手で発行することに固執し、西ベルリン側はそれが領事館機能を果たすことを〔東独を外国と認めることになるので〕拒否したことであった。東独側が、西ベルリンでは外務省職員ではなく郵便局員が通行証の申請受付と交付のみを行ない、申請の審査と許可証作成は東ベルリンで行なうなどの妥協をして、協定が成立した。

聞き手がこの「交渉がブランドののちの東方政策のモデルになった」と述べたように、この交渉経験がその後の東方政策の実施訓練、交渉

ブランドにはその影響と支持があったと考えられる。Brandt (1976: 17) は「私の東方政策…はこの背景〔壁建設〕のもとに形成された」と記し、Brandt (1989: 16; 64) は「小さな歩み政策…は時代に先駆けて考えられたのであり、壁への反応として初めて考えられたのではない」と記した。この齟齬はすでに Schmidt (2003: 521f.) が指摘した。

47) 西ベルリンのラジオ放送 RIAS が 1973 年 12 月 19 日放送 (Bender 1995: 285ff. 収録)。聞き手レキシ (Manfred Rexin) は学生時代から下記のベルクの知己であった (Amos 2015: 164)。著者 Bender は「ブランド東方政策のマスコミにおける先駆者」と言われた (SP online, 16. 10. 2008: Publizist Peter Bender gestorben)。

戦略の形成となった。

多くはこの交渉のみを語るが、実はそれは表舞台であり、別に水面下の準備があった。西独では東独の「秘密外交官」(Müller-Enbergs 2010: 98) と言われ SPD 幹部と親しかったベルク (Hermann von Berg) が、旧知で当時西ベルリン市政府官房長のシュパンゲンベルク (Dietrich Spangenberg) との「秘密会談」により交渉を軌道に乗せた (SP 11/1978: 31)⁴⁸⁾。この秘密会談は、後述のベルクとシュテレーの会談にも先立っていたに違いない。

ベルクは、この時期の活躍と SPD 人脈により 1960 年代半ばから両独首脳 (東の第 1 書記ウルブリヒトや首相シュトフと西の首相キージンガーや同ブランド) 間の「秘密書簡交換の使者」となった (Knabe 1999: 32)。そこには、1964 年初めに SPD トップに就任したブランドの対東独政策を「現実的」と評価した東独側のブランド接近の思惑もあった (Stadt 1993: 112f.; Münkler 2015: 25f.)。この役割は 1973 年まで続いた (Amos 2015: 162)。通行証交渉を含めると 10 年余の対西独「秘密外交官」であった。

5 日間の集中的公式交渉の末に 1963 年 12 月 17 日通行証協定が署名され、翌日申請受付開始⁴⁹⁾、19 日～翌年 1 月 5 日に実施された⁵⁰⁾。東独側の訪問予想は 3 万人のみであった (Hofmann 2007: 93) が、「期間全体で約 29 万人の

48) ベルクは西独で「シュトフの緊密な協力者」「シュトフの気に入り」「シュトフのスタッフ」(SP 11/1978: 31)、「シュトフの密使」(Malycha 2009: 25) と見なされたが、それはシュタジの偽装工作の成果であった。本稿末尾補注参照。

49) 申請書 (mauer-gedenk に写真) は申請者と同行家族、訪問相手、訪問日等を記入。

50) 議定書 (Protokoll) とその付帯文書 (Anlage) は BMiB (1978: 1023ff.) にある。原資料複写が Mitdank (2004: 284f.)、複写と活字化が LeMO にあるが、いずれも付帯文書の一部が欠落している。

申請者が処理され、約70万通〔73万とも79万とも〕の通行証が約130万人〔東独公式発表は1,318,519人〕の訪問者のために発行され（Kunze 1999：12）⁵¹⁾、実際の利用者は1,242,810人であり、複数回通行を含む（東独公式発表、BMiB 1985：977）。当時西ベルリン人口は220万人であった（Kunze 1999：42）。

「親戚」は親、兄弟姉妹、祖父母、孫、おじ・おば、甥姪、それらの配偶者とされ、配偶者相互にも該当とされた。西ベルリンの12カ所（各区1カ所）に通行証の申請・交付所が設けられた（通行証協定付帯文書；BMiB 1985：977）。寒い中、長蛇の申請行列が生じた（Chronik der MauerのDez. 1963に写真）。行列と上記数字が協定への市民の圧倒的支持を証明した。

1964年9月24日署名の第2協定では10月から翌年聖霊降誕祭までに5つの訪問期間が設定された。検問所は増えなかったが、申請受付は場所も時間も大幅に増えた。第1次と同じ担当者の同年1月10日以来、28回の会談の結果であった⁵²⁾。

設定期間に加えて「家族緊急案件」（親戚の誕生、婚姻、危篤、死去）時の訪問も可能になり、そのための申請所が1964年10月に開設され1971年まで存続した。

東独は1964年12月から1人1日当たり少なくとも3DM（西独マルク）を1対1でDDR-M（東独マルク）に替える「最低交換義務」を課した。これに西独は長年抗議した。

通行証訪問は1966年6月までに年末年始以外も含めて計7期間、各47～82万人規模で実施されたが、次の第5協定はまともならず、「家族緊急案件」以外は中断した。1971年四大国ベルリン協定によって1972年から東独全体への訪問・旅行が「はるかに大規模に可能になっ

た」（BMiB 1985：977）。

通行証協定は「“バールのテーゼ”の実現の第1ステップ」と見なされ、彼自身も通行証交渉によって「東方政策の哲学全体がテストされた」と言う（Hofmann 2007：93.）。

「東方政策と両独関係の発展にとってベルリン通行証協定の重要性の過大評価は殆どあり得ない。それが初めて人道要素を実際のデタント政策に導入した：初めて人道的関心事が中心的話題となり、ついには無数の両独関係合意を経て1975年CSCEヘルシンキ最終文書の人道的な第3バスケットに導くことになる道を開始した」（同前：92）。

意義は大きいだが、それは第3バスケットへの道であって、第1バスケット第7原則（人権）への道ではない。また東独側の妥協も寄与した。

西独駐在米大使は協定へのプラントらの決断を、「非常に重要な新しい出発」とワシントンに打電した。「ケネディは3年間これをするようにドイツ人たちを効果的に励ましてきたが、今やケネディは亡くなっていた」（同前：94）。

協定を、西独与党（西ベルリン野党）は東独とベルリン自由都市化の承認への一歩と批判し、他方東独は西ベルリンの西独からの自主化と東独の国際法上の存在の証明と賛美した（BMiB 1985：977）。

西ベルリン市政府にあって長年、対東独・東ベルリン関係を担当したクンツェが、通行証協定交渉の詳細を記した（Kunze 1999）。多くのエピソードのうち第1次通行証協定について他文献にない若干のみを紹介する（項目分類と〔〕内は青木）：

(1) 〔ソ連の役割〕協定成立には東独へのフルシチョフの指示があった（S.132）。「はっきりした証拠」は無いが、それを示す「一連の事実」として、「通行証協定はモスクワで生まれた」とのケーゲル⁵³⁾の証言や、西独情報機関の文書、

51) 〔〕内は順に Chronik der Mauer：Dez. 1963, Hofmann 2007：93, BMiB 1985：977。

52) 協定は BMiB (1980：987ff.) 所収、1000 dokumente に転載、浦田 (1964) も一部紹介。

53) ケーゲル (Gerhard Kegel, 1907～1989) は 1931年にドイツ共産党 (KPD) に入党し 1934

ウルブリヒトが交渉経過を逐一フルシチョフに報告したことを挙げた。

(2) [パールの秘密工作] [12月5日の東独提案以前の] 12月3日に西独紙FAZベルリン編集部長シュテーレ (Hansjakob Stehle) がパールの依頼のもと東ベルリンでベルクと会談し通行証交渉について相談した (S.84)。また通行証訪問実施中の同19日と同20日パールが、東独の「リベラル派」つまりウルブリヒトやホーネッカー、ヴォルフ [HVA (対外諜報本部) 責任者] との対話の継続希望を [おそらくベルクに] 伝えた (S.128)⁵⁴⁾。対話についてのパールの条件は、すべてが「本気の意図であり、両者が面目を無条件に保つこと」であった (S.84)。

(3) [出会いとその意義] 西からの訪問者が東で出会った人数は世論調査と市民の手紙から500万人と推計された。出会いには東ベルリンの住民 [当時の人口107万人 (S.42)] と、東独各地からそのために「わざわざやって来た40~50万人」が含まれた (S.130f.)。[両方合わせても約150万人にすぎないので、重複計算を含むだろう。]

(4) [東独住民心理への効果] 連邦憲法擁

年にソ連軍情報機関 (GRU) エージェントとしてナチ党に入党、ドイツのワルシャワ大使館勤務、モスクワ大使館貿易政策部長などを歴任し、1943年徴兵され、1945年1月赤軍に投降し捕虜になったあと、1945年6月にベルリンに戻り東独で活躍、1955年からウルブリヒトの外交顧問となった (Müller-Enbergs 2010: 639f.)。

54) これら「リベラル派」情報は、リベラル偽装のためベルクが与えた偽情報かもしれない。シュトフもヴォルフも親ソ強硬派であった。前者は、対ソ密告書 (別稿予定) が示すように西独接近に慎重であった。後者は名前が出ること自体奇妙な上に、ウルブリヒトの考えと異なり、ブランドン東方政策は東独をその同盟国を介して「背後から攻撃」しようとしているとソ連に警告した (Suckut 2010: 405f., 原資料 BStU ZAIG 5128)。

護庁 (BfV) が「無数の真にオープンな会話によってDDRにとっては特に無形の損害が発生した」と評価した (S.128)。[パールにとって自説の裏付けとなったに違いない。] ブラントも大量訪問により「全ドイツ的な思考」[両独の一体性思考] が促進され、「我々が1つの国民 (ein Volk) であり1つの国 (eine Nation) であること」が明示されたと語った (S.130)。

(5) [行列] 想定をはるかに超える申請者殺到による申請受付所の増設は東独が拒否し係員増のみ実現した。申請者は申請時と通行証受け取り時、検問所通過時の3回行列しなければならず、もめ事もあった (S.125&128)。

(6) [目算外れ] 東独が検問所に設けた公式両替所での通貨交換 (DM: DDR-M=1:1) は、65.7万DM (1人当たり約0.5DM) にすぎなかった。当時の西ベルリンでのレートは1:2.73であった (S.128)。[親族間の交換や贈与、西からの東独通貨持ち込みが多かっただろう。]

(7) [寛容な審査] 申請審査は東ベルリン警察本部が担当したが、判定にはシュタジの同意が必要であった。[協定付帯文書I.3には東独の法律に違反したことがないことが申請許可の前提だとあったが]「重大な法違反を犯し申請却下を誰も理解する」ような人物のみが拒否され、申請却下は211件のみ、訪問者 (西ベルリン市民) の逮捕は西ベルリン当局の確認では3人のみであった。この機に乗じた東独市民の「通り抜け」[車に隠すなどの非合法逃亡] 容疑の逮捕は84人だが、捜査手続きに入ったのは34人 (西8人、東26人)、残りは釈放された。西ベルリン市政府も通り抜けや「東独への敵対行動の防止」に尽力した (S.126f.)。

(8) [東独の成果] 東独外務省は西ベルリン市政府が協定相手になったことを、西独政府からの西ベルリンの独立性の証拠だとし、社会主義諸国にも西ベルリンをそのように扱い、さらにそれを「徐々に高いレベルに」引き上げるよう通知した (S.132)。

本節との関連でとりわけ興味深いのは(2)末尾にある「両者が無条件に面目を保つこと」という対話の条件であり、それがパールの、またブランド東方政策の要であった。

補足すべきこともある：従来逃亡援助人の後ろ盾であった西ベルリン市政府が彼らに通行証実施期間の逃亡援助自粛を要請し、完成していたトンネルも利用延期に応じないなら市政府がトンネルを潰すと通告した(Detjen 2005: 7f.; 153)。

狭義のブランド東方政策は、首相在任時1969～1973年の「東側ブロック諸国に対する正常化の新外交政策」を指す。それは〔上記のように〕、体制転換が長期的にないと判断し「目下の平和確保やリスク軽減、人道的負担軽減、連邦ドイツ〔西独〕の行動の自由の余地の拡大のために」東独政権とオーデル・ナイセ国境とを事実として承認して東方に接近し、東西間交流促進により「ヨーロッパとドイツの分断克服」と「全ヨーロッパ的な平和秩序」の達成を目指した。「1969年末に具体化され」、西独側の東方接近のための東方への「先行給付」(die Vorleistungen)は、1) 東独を国際法上ではなくドイツ民族内の1国家としての行政法上承認、2) ハルシュタイン・ドクトリン〔東独承認国との断交〕放棄、3) 東独を緊張緩和過程に含める、4) 「東側ブロックが長年要求してきた全欧安全保障会議を肯定的に評価」〔CSCE参加〕、5) 核拡散防止条約署名であった。反対給付として東方に、ベルリンについての4大国の地位の保障、西ベルリンの西独との結合、ドイツ分割による人々の負担の軽減、「ヨーロッパの平和秩序の枠内」でのドイツ再統一の可能性を望んだ(Woyke 1993: 361; 363)。

通行証交渉の考え方と経験がこれらの方針の土台となった。相手国に国民の人権実現を求めたり支援するという戦略はなかった。

1970年5月21日の両独首相の西独カッセルでの会談においてブランドが初めて、両独関係

の20項目原則の第3項目に「人権」を入れたことが当時注目された(佐瀬1973: 153; Wenker 2007: 327, J: 413)。すなわち「3. 両サイドはその諸関係を、国家間の権利の一般的な規則としての人権と同権、平和的共生、非差別に基づいて整える意志を表明すべきである」(Brandt/Stoph 1970a: 623)。彼は会談の席上では東独の1966年制定の公民権・人権法を引き合いに出した(Potthoff 1997, Dok.4, S.180)。

だがこれは初めてではなかった。すでに両独首相の1回目の東独エアフルトでの会談(1970年3月19日)⁵⁵⁾においてブランドはより詳しく、「私の考えでは本当の正常化はドイツ内での境界障害物と壁の克服〔通行自由化〕に寄与しなければならない。それらは我々の状況の嘆かわしい特殊性の象徴である。おそらくそれは今日明日にでも変化させられるというわけではない。しかし進歩を達成し、より多くの自由な行き来をもたらし、両部分の、両国家の人々の間の関係において人権空間を形成することが我々の努力の目的かつ意義でなければならない」と述べた(Brandt/Stoph 1970: 521)。

従って彼の言う「人権」は両独間の人々の自由な行き来を指し、ドイツ分割に伴う「人間的負担の軽減」(人道措置)と同義であった。それは東独に基本的人権実現を目指す戦略(=K1963)ではなく、あくまで「両者が無条件に面目を保つ」(パール)範囲であった。

山本(2010: 210-1)によれば、1971年CSCEに最初に「人権」を持ち出した西独ブランド政権の意図は、「移動の自由」〔第3バスケット相当〕を東側にも受け入れやすいように人権という一般的表現に薄めようとしたものであった。これもその前年の上記エアフルト会談でのブランド発言と同じ含意である。

宮脇(2003: 116-8)もヘルシンキ宣言に向

55) 会談が東ベルリンからエアフルトに変わった経緯は村上(1987: 205-206)に詳しい。

けた CSCE 会合において、西独は「第三バスケットへの関心を強く有し」、同バスケットの「最大の受益国」となったが、第 7 原則（人権）にはニクソン政権「と同様、積極的な対応を示さず提案も多くな」かった（但し後継米大統領フォードは 1975 年 5 月に「遅まきながら人権問題の解決に期待を示した」と言う）。

ブランド東方政策は 1970～1973 年締結のモスクワ・ワルシャワ・プラハ各条約、両独基本条約、4 大国ベルリン協定、対東独のトランジット協定や交通条約、郵便電話議定書などに結実した。これらによってとりわけ対東独では訪問旅行、ジャーナリストの活動、両独間取引などが拡大した。

両独基本条約第 2 条には「ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国は、国際連合憲章に定められた目標と原則、就中すべての主権平等、独立、自主性、領土保全の尊重、自決権、人権の擁護と非差別の原則に従う」（外務省訳、外交青書 1973）とある。モスクワ・ワルシャワ・プラハ各条約も国連憲章に基づく両国関係を謳ったが、「就中」以下の記述はない。この記述は両独関係の特殊性を示し、「人権」は上記ブランドの意味によるだろう。同条約が関係正常化のための具体的事項としたのは「実務的及び人道的問題」の調整や、経済を始めとする広範な協力であった（第 7 条）。その後西独が各種支払いや経済協力への見返りとして実際に要求したのは人道措置、つまり親戚訪問を含む人的交流拡大やそのための最低交換義務緩和、国境規制緩和（地雷や自動射撃装置の撤去、検問簡易化など）⁵⁶⁾、基本条約締結以前から存在した人道上の「特別な努力」〔東独政治犯の買い取り（自由買い）やスパイ交換、家族合流〕などであった。

56) 基本条約締結後 10 年間に東独領通過と両独間の人的交流がいかに容易になったかの描写と数字が SP (40/1982, S.50) にあり、バールは 1972 年に東独側から検問所増設の口頭約束も取り付けていた。

但し東独の国民は同条約第 2 条の「人権」をヘルシンキ宣言人権原則と同じ意味に受け止め、出国要求の正当性の 1 つに利用した（青木 2009 : 136）。

西独コール政権は東独に明示的に人権擁護と平和の関連を指摘して、人道措置とは別の人権実現も求めた（4 節参照）。

ブランド東方政策と人権の関係については多くの批判が Vogtmeier (1996 : 10, J : 12-13) に紹介されている。その中で、「西の現実的政策」〔東方政策〕は…〔東独の〕反体制派を無視し、支配体制への「順応の悪い見本」だったとの、「元 DDR 人権運動の一部」による批判が最も痛烈であった。

これは、東ベルリン反体制派の中心人物の一人であったテンプリンのツァイト紙への寄稿 (Templin 1992) であり、「順応の悪い見本」がその表題にもなった。原書は典拠を記したが（邦訳は省略）、テンプリンが何者かを紹介しなかった。彼は「平和と人権イニシアチブ」(4 節参照) 創設メンバーで、1988 年 1 月 17 日のローザ・ルクセンブルク・デモ事件（青木 2017 参照）の主役の 1 人でもあり、2016 年連邦一等功労十字章を受けた。彼は「平和と人権イニシアチブ」の中では出国運動派にも理解を示した少数派の一人であった。

東独の党内反対派知識人として「シュピーゲル宣言」⁵⁷⁾ に関与したニーマンも SPD を痛烈に

57) 1978 年初め SP (1 & 2/1978) が BDKD (ドイツ民主的共産主義者同盟) という東独反体制派の、一党独裁と腐敗・職権乱用を糾弾する「宣言」を連載した。東独は西独情報機関の捏造と非難し SP 東ベルリン事務所を閉鎖した。これが「シュピーゲル宣言」事件であり、宣言の匿名作者がベルクであった。西独では作者の憶測が飛び交い、SPD は偽造と断じた。宣言出版直後に元上司（報道局長）の密告でシュタジがベルクを勾留したが、ヴォルフの介入ですぐ釈放され (Wolf 1997 : 355f.) 職場復帰した。当時 SP (11/1978 : 29f.) は釈放をホーネッカー

批判した。SPD が同宣言を「挑発者」の偽造として「厳しい拒否」を示したからである。SPD のこの「偽造キャンペーン」は東独メディアの偽造キャンペーンを補強し、「この〔宣言関与の〕グループに壊滅的に作用した」。彼は SPD のこの対応の原因を、東独首脳との会談を維持したいという「純粋に国益優先の (rein etatistisch) 思考・行動様式」に見た。それゆえ SPD は、東独内の「社会的勢力から発する、“接近”の前提としてのいかなる“変化”をもはねつけ」たと言う (Niemann 1991: 537)⁵⁸⁾。彼は「宣言」当時ライブチッヒ・カールマルクス大学教授であった (のちフンボルト大学教授)。同宣言は社会民主主義との協力を謳っていたか

の西独への配慮ないしシュトフへの妥協と推測した。ベルク協力者 Niemann (1991: 537) は釈放をシュトフの介入と言う。Malycha (2009: 251) は勾留後に秘密軍事法廷で禁固 25 年の判決と言うが、Berg (1987: Buchdecke) には未決勾留とある。HVA 文書の殆どが 1990 年〔両独統一前〕に破棄された (Münkel 2015: 36) が、皮肉なことにこの事件ゆえに収集・整理されたベルク関連文書は抹消を免れ、SPD の東独への働きかけを含む詳しい記録が残った (同前; Knabe 1999: 31)。同宣言については別稿の予定だが、1 つだけ紹介したい: 「ロシア」〔ソ連〕を「領土強盗」「狂信的な大国国粹主義」と非難し、千島列島を返せという「日本の同志たちの立場を歓迎」しつつ、ドイツにも「併合なき」平和条約を求めた (SP 1/1978: 22)。本稿末尾補注参照。

58) ニーマンがこの論文を DA に投稿したきっかけは、邦訳書 (Kießmann 1991) もある著名な西独出身歴史家クレスマンの「宣言」関係者批判であった: BDKD が実在したなら「今ではオープンにそれについて告白することができるししなければならぬ」にもかかわらず告白は見当たらない、と。クレスマンの質問にベルクは回答しなかった (Kießmann 1991a: 60)。宣言関係者の一人として Niemann (1991) が当時の事情と関係者が「告白」しない理由を記してクレスマンに反論した。

ら、なおさら SPD 指導部の東独当局一辺倒に怒りを感じたのだろう。

シュタジへの「ベルクの諸報告によると、社会民主主義者たち〔SPD〕は SED にまさに抱きついてきた。政権参加後はますますそうであった」(Knabe 1999: 33)。パールの「接近」のターゲットも体制中枢であって、体制転換の可能性を見なかった。それゆえ東独政権は歓迎し、東独反体制派や東独党内反対派は拒絶反応を示した。

1971 年にシュタジがベルクの IM 活動撤収を開始したあとも、SPD 幹部が繰り返し彼との会談を要請した。東独にとってもベルクは対西独の重要チャンネルであったため、結局シュタジがベルクにパールの再度の会談要請に応じさせることを決めるなどして、彼はチャンネル役をその後も続けた (Münkel 2015: 39-42)。Wolf (1997: 237f.) はベルクの形式ばらない性格や機転、皮肉っぽさを西独での人気の原因としたが、前述のようにシュタジによる東独リベラル派かつシュトフ側近という装い、加えて垣間見えたであろう彼の本音なしに SPD 側のチャンネル参加者が彼をこれほど重視することはなかっただろう。

パールは両独基本条約について 1973 年 2 月 15 日に連邦議会で「相手政府が私の条約交渉や会談の相手でありそうあり続けるなら (交代不可能)、私が相手から扱われたいように相手を扱うのが良い」と語った (Vogtmeier 1996: 366, J: 469, 邦訳は典拠省略)。

さらにパールは 1977 年 3 月 13 日「緊張緩和政策はどこで何故発生したか」と題する演説で率直に、「我々は人権をこれみよがしに前面に掲げることはせず、緊張緩和政策や諸国共存を組織する必要性」を語った、「この政策の成果は、より多くの人々のためのより多くの権利であった。私は人権についての議論が、第 1 に、我々がわずかな人々のためのわずかな権利を得るといふ破滅的な結果になり得ることを懸念してき

た。[…] というのは、もし私が我々の人権議論を行なう、すなわち我々の人間像を取り組みの中心テーマにするなら、私が根本において相手側にその体制の放棄、すなわち自己放棄を求めることになるからである。これは絶対に期待され得ない」と語った (Vogtmeier 1996 : 365, J : 468, 邦訳は典拠省略)。つまり相手が実現し得ない人権を要求しても「破滅的な結果」となるだけであり、緊張緩和と体制共存というバールのやり方こそが「より多くの人々のためのより多くの権利」を実現したと言う。

こうした考え方にテンプリンやニーマンが怒るのはもっともであるが、バール路線が接近策の1つとしてソ連のCSCE設置要求を受け入れたことが結果的には彼らに大きな拠り所を提供した。CSCEの場で西側がバール路線を超えたK1963同様の人権戦略を具体化し、東側に呑ませたからである。他方でソ連の拡張領土を承認した。

これら2つのバール発言は1953年の教訓に基づくバール演説の考えがブランド政権期もその終了後も変わらなかったことを示す。国民の下からの反体制要求は戦車を引出し体制側を強化するだけだとの考えが一貫していた。それはポーランド連帯労組の闘いへの彼の否定的対応にも現れ、批判を受けた(詳しくはVogtmeier 1996 : 369, J : 473-4)。

* * *

これらのバール発言のころ東独では、世界人権宣言や国際自由権規約、ヘルシンキ宣言人権原則、両独基本条約などに鼓舞された東独出国運動が始まった。1976年6月25日にシュタジ大臣ミールケ(Erich Mielke)は出国運動について「非常に深刻であり、我々に最高度の努力を要求している」と述べた(青木2009 : 152)。その直後、同年7月10日に東独南部リーザの市民33人が「国連人権部門、CSCE参加諸国代表者、各国人権団体、世界世論」あてに移住権など「人権の完全な達成」を訴えた「請願書」

を送付した。西独マスコミがこれを「リーザ市民権イニシアチブ」と呼んで大きく報道して東独でも広く知られ、東独出国運動第1段階幕開けの象徴となった(同前 : 3節)。

出国運動は急速に発展し、とりわけイエーナの中心広場での白いサークルによる沈黙円陣をきっかけに全国に街頭行動も広がった(青木2014)。その発展が壁開放の内部的原動力であり、バール哲学の一面性(K1963的な側面の欠如)の証左にもなった。

しかしバール哲学とブランド東方政策が無効だったわけではない。国家間和解戦術は政治軍事面にも国民心理にもデタントをもたらし人道的・経済的成果を挙げ、CSCE発展に寄与した。それを可能にした背景はバールが言った西側体制の優位であった。

ケネディには国家間平和共存と相手国民の人権とりわけ自由権支援の両面があり、平和演説や自由大学演説は前者、市庁舎前演説は後者に力点があった。実際に共産政権を倒したのはポーランド連帯労組や東独出国運動など人権支援を得た内なる国民運動だが、その際ソ連戦車など軍事的鎮圧を不可能にしたことにはソ連や東独の経済危機に加えて、デタントと東西交流、内政不干渉・人権原則、信頼醸成措置強化など、東方政策とCSCEの展開も寄与した。

(2017年2月24日採用)

(脚注48・57補注) ベルク(Hermann von Berg)について

ベルクの表の顔は当時東独閣僚会議議長報道局国際関係部長であった(1960~1966年)が、すでに1959年からシュタジ第XX局(国内監視等担当)の前身部門のIMとなり、1962~1980年に暗号名「ギュンター」(Günther)としてシュタジHVA第X部のIMであった(Müller-Enbergs 2010 : 98 ; Münkel 2015 : 36)。

HVA第X部(ないしその前身)は、ソ連KGBとの協力のもと西独への政治工作(「積極的諸措置」や「偽情報」)を担当した(Knabe 1999a : 158 ; Wiedmann 2012 : 379)。邦訳書『最底辺』(Wallraff 1985)の著者ヴァ

ルラフは第X部長ヴァーゲンブレト (Rolf Wagenbreth) のIMであったと報じられた (Behrendt 2012)。

ベルクは学生時代 (1954-1959) に東独青年組織 (FDJ) 中央の委託で西独学生との交流を図り、そこでベルリン自由大学やゲッティンゲン大学などのSPD左派学生 (シュパンゲンベルク、メシュカト、レキシシ等) やのちの外相ゲンシャールと知り合った (Amos 2015: 163f.; SP 11/1978: 31)。

ヴォルフによれば、西独側はベルクをシュタジの「大佐」、「シュトフの重要な政治顧問」と過大評価したが、実際には彼は「西であまりに率直にDDRの諸問題」を話し、「社会民主主義の考え方に感銘しやすい人物」であり、「交渉全権」を与えられなかった (Wolf 1997: 238)。他方すでに彼の「学生幹部」時代にシュタジが体制に「批判的 (リベラル) な態度」に努めるよう「委託」したとのシュタジ文書もある (Münkel 2015: 38)。「シュピーゲル宣言」事件からすれば「批判的態度」という彼の本音を利用して偽装が施されたと考えられる。いずれにせよ、シュタジは「隠れた異論派というイメージ」のもとに彼を「SEDトップ内のリベラルな分派を率いるシュトフの代理」とする「伝説」を作り上げ、西独、特にSPDに売り込み、SPDは彼を東独指導部への「最も重要なチャンネル」と見なした (Knabe 1999: 31f.; Roth 2014: 342)。

彼は報道局長退職後もブランド政権の東方政策交渉やコモコンの対EC交渉に関与しつつ、シュタジの支援で党付属社会科学アカデミーの研究生となり1970年博士号を取得、フンボルト大学マルクス・レーニン主義学部講師 (1970年)、同経済学部教授 (1972年) に就任し、教授資格 (東西経済関係、1980年) も得た (Knabe 1999: 37; Müller-Enbergs 同前)。しかしベルクは上記のように反旗を翻した。事件後も職に復帰したが、1985年出国申請、翌年国籍剥奪、西独に移住した。なお彼の履歴の細部は文献間に差異がある。

引用文献

(J: は邦訳を示し引用時の訳文は一部変更)

<日本語文献>

- NHK-BS (1999) 「BSドキュメンタリー: 冷戦9: ベルリンの壁」(6月20日放映、1998年米国制作)。
NHKスペシャル (1991) 『社会主義の20世紀』第6巻、日本放送出版協会。
青木國彦 (2004) 「ポーランド危機と冷戦の終わ

りの始まり」『研究年報経済学』(東北大学経済学会) 66巻2号。aoki-web所収。

- (2009) 「東独出国運動の発生」同上70巻2号。aoki-web所収。
———— (2014) 「東独イェーナの白いサークルによる沈黙円陣 (1983年): CSCE マドリッド会議閉幕を前に」『東京国際大学論叢経済学部編』50号。aoki-web所収。
———— (2017) 「ローザ・ルクセンブルクの“異論の自由”の意味と衝撃」『ロシア・東欧研究』45。Aoki-web所収。
青野利彦 (2012) 『「危機の年」の冷戦と同盟』有斐閣。
浅田正彦 (1991) 「CSCE プロセスと信頼醸成措置 (3)」『岡山大学法学会雑誌』41巻1号。
浦田誠親 (1964) 「奇妙な西ベルリンの地位」『世界週報』10月20日号。
外交青書=外務省「わが外交の近況」1961; 1973。クロル、ハンス (1970) 『大使の回想』三輪晴啓訳、サイマル出版会。
佐瀬昌盛 (1973) 『西ドイツの東方政策』日本国際問題研究所。
ジームスキー、アール F. (1972) 『ベルリンの戦い』サンケイ新聞社出版局。
妹尾哲志 (2011) 『戦後西ドイツ外交の分水嶺』晃洋書房。
高橋進 (1991) 「西欧のデタント: 東方政策試論」犬童一男他編『戦後デモクラシーの変容』岩波書店所収。
日本共産党出版部 (1962) 『ソ連邦共産党第22回大会の文献』上、新日本出版社。
日本国際問題研究所 (1963) 『ドイツ・ベルリン問題の研究』同研究所。
宮脇昇 (2003) 『CSCE人権レジームの研究』国際書院。
村上和 (1987) 『ベルリンの法的地位論』有斐閣。
百瀬宏・植田隆子編 (1992) 『欧州安全保障協力会議 (CSCE) 1975-92』日本国際問題研究所。
山本健 (2010) 『同盟外交の力学』勁草書房。
吉川元 (1994) 『ヨーロッパ安全保障協力会議 (CSCE)』三嶺書房。
<外国語文献> (邦訳書は引用ではJと表記し、引用訳文には変更もある。)
Amos, Heike (2015) *Die SED-Deutschlandpolitik 1961 bis 1989*, Vandenhoeck & Ruprecht.
AP (ed.) (2015) *The Fall of Berlin Wall: 25 Years Later*, AP EDITIONS.
Ash, Timothy G. (1993) *In Europa's Name*, Random

- House. アッシュ, 杉浦茂樹訳『ヨーロッパに架ける橋』(上下)みすず書房, 2009.
- Behrendt, Michael & Dirk Banse (2012) Schrieb die Stasi bei Wallrafs “Ganz unten” mit?, in: *Die Welt Online*, 22. 04. 2012.
- Bender, Peter (1995) *Die Neue Ostpolitik und ihre Folgen*, 3. Überarbeitete und erweiterte Neuausgabe, Deutscher Taschenbuch.
- Benz, Wolfgang et al. (Hg., 1978) *Einheit der Nation*, frommann-holzboog.
- Berg, Hermann von (1987) *Marxismus-Lemmsmus*, Bund.
- Beschloss, Michael (1991) *The crisis years, 1960-1963*, Edward Burlingame Books. マイケル・ベッシュロス, 筑紫哲也訳『危機の年1960-1963』上下, 飛鳥新社, 1992.
- Bickhardt, Stephan (1988) *Recht stroeme wie Wasser*, Wichem.
- BMiB (Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen) (Hg., 1978) *Dokumente zur Deutschlandpolitik*, R. IV, Bd. 9, Alfred Metzner.
- (1980) *Dokumente zur Deutschlandpolitik*, R. IV, Bd. 10, Alfred Metzner.
- (1985) *DDR Handbuch*, 3., überarbeitete und erw. Aufl., Verlag Wissenschaft und Politik.
- Bögeholz (1995) *Die Deutschen nach dem Krieg: Eine Chronik*, Rowohlt.
- Botschaft der Republik Ungarn u.a. (2006) *50 Jahre Revolution und Freiheitskampf in Ungarn*, in: <http://www.ungarn1956.de/sites/default/files/pressemappe190106.pdf>.
- Brandt, Willy & Willi Stoph (1970) Das Gespräch in Erfurt, in: *DA* 5/1970.
- (1970a) Das Gespräch von Kassel, in: *DA* 6/1970.
- Brandt, Willy (1976) *Begegnungen und Einsichten*, Hoffmann und Campe.
- (1989) *Erinnerungen*, Propyläen.
- (2004) *Berliner Ausgabe Bd.3*, J.H.W. Dietz Nachf. GmbH.
- Catudal, Honore M. (1980) *Kennedy and the Berlin Wall Crisis*, Berlin Verlag.
- Daum, Andreas (2008) *Kennedy in Berlin*, Cambridge UP.
- Detjen, Marion (2005) *Ein Loch in der Mauer*, Siedler.
- Fischbeck (1995) Das Mauersyndrom, in: Enquete-Kommission „Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland“, Bd. V-2, Suhrkamp.
- Harrison, Hope M. (2011) *New Evidence on the Building of the Berlin Wall*, Wilson Center, digitalarchive.
- Hilton, Christopher (2011) *The Wall: The People's Story*, The History Press. クリストファー・ヒルトン, 鈴木主税訳『ベルリンの壁の物語』上下, 原書房, 2007.
- Hofmann, Arne (2007) *The Emergence of Détente in Europe*, Routledge.
- Karner, Stefan u. a. (Hg., 2011) *Der Wiener Gipfel 1961*, StudienVerlag.
- Kempe, Frederick (2011) *Berlin 1961*, G. P. Putnam's Sons. フレデリック・ケンプ, 宮下嶺夫訳『ベルリン危機1961』上下, 白水社, 2014.
- Khrushchev, Nikita, ed.: Strobe Talbott (1971) *Remembers*. タイム・ライフ・ブックス編集部訳『フルシチョフ回想録』タイムライフインターナショナル, 1972.
- , ed.: Strobe Talbott (1974) *Remembers: The Last Testament*. 佐藤亮一訳『フルシチョフ最後の遺言』上下, 河出書房新社, 1975.
- Kleinschmid, Harald (1988) “Symptome eines Syndroms”, in: *DA* 3/1988.
- Kleßmann, Christoph (1982) *Die doppelte Staatsgründung: deutsche Geschichte 1945-1955*, Vandenhoeck & Ruprecht.
- (1991) *ditto*, 5. überarbeitete und erw. Aufl., Vandenhoeck & Ruprecht. クレスマン『戦後ドイツ史1945-1955: 二重の建国』未来社, 1995.
- (1991a) Opposition und Dissidenz in der Geschichte der DDR, in: *Aus der Politik und Zeitgeschichte*, B5.
- Knabe, Hubertus (1999) *Die unterwanderte Republik: Stasi im Westen*, Propyläen.
- (1999a) *West-Arbeit des MfS: Das Zusammenspiel von »Aufklärung« und »Abwehr«*, Ch. Links.
- Koch, Thilo (1963) Ein Amerikaner in Europa: Aus dem Stenogrammblock eines Begleiters, in: *Die Zeit*, 27/1963 (5. Juli).
- Koehler, John (1999) *Stasi*, Westview Press.
- Korte, Karl-Rudolf (1998) *Deutschlandpolitik in Helmut Kohls Kanzlerschaft: 1982-1989*, DVA.
- Kunze, Gerhard (1999) *Grenzerfahrungen*, Akademie Verlag.
- Link, Werner (1988) *Der Ost-West Konflikt*, Zweite,

- überarbeitete und erweiterte Auflage, Kohlhammer.
- Mahnke, Hans H. (1972) Der Zugang nach Berlin (I) & (II), in : *DA*, H. 2 & H. 4.
- (1975) Zum Status von Berlin, in : *DA*, H. 8.
- Malycha, Andreas u. P. J. Wintegers (2009) *Die SED : Geschichte einer deutschen Partei*, C. H. Beck.
- Mittdank, Joachim (2004) *Berlin zwischen Ost und West*, Kai Homilius.
- Müller-Enbergs, Helmut u.a. (Hg., 2010) *Wer war wer in der DDR?*, Ch. Links.
- Münkel, Daniela (2015) *Kampagnen, Spione, geheime Kanäle : Die Stasi und Willy Brandt, 2.*, korrigierte Auflage, BStU.
- Niemann, Heinz (1991) Der sogenannte BDKD in der Opposition und Dissidenz der DDR (Leserforum), in : *DA*, H. 5.
- O'Donnell, Kenneth P. (1970) "Johnny, we hardly knew ye" : *Memories of John Fitzgerald Kennedy*, Little, Brown and Company.
- Potthoff, Heinrich (1997) *Bonn und Ost-Berlin 1969-1982*, J.H.W. Dietz Nachfolger.
- Prowe, Diethelm (1976) Die Anfänge der Brandtschen Ostpolitik in Berlin 1961-1963, in : Wolfgang Benz et al. (Hg.) *Aspekte deutscher Außenpolitik im 20. Jahrhundert*, DVA.
- (1985) Der Brief Kennedys an Brandt vom 18. August 1961, in : *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 33-2.
- (1989) »Ich bin ein Berliner«, in : *Berlin in Geschichte und Gegenwart : Jahrbuch des Landesarchivs Berlin*.
- Roth, Margit (2014) *Innerdeutsche Bestandsaufnahme der Bundesrepublik 1969-1989*, Springer VS.
- Ryan, Halford (ed.) (1995) *US Presidents as Orators*, Greenwood Press.
- Schlesinger, Arthur (1965) *A Thousand Days Kennedy in the White House*. 中屋健一訳『ケネディ : 栄光と苦悩の一千日』上下, 河出書房新社, 1966.
- Schmidt, Wolfgang (2003) Die Wurzeln der Entspannung, in : *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 51-4.
- Snyder, Sarah B. (2013) *Human Rights Activism and the End of the Cold War*, Cambridge UP.
- Sorensen, Theodore C. (1965) *Kennedy*, Harper & Row. シオドア・ソレンセン, 大前正臣訳『ケネディの道』サイマル出版会, 1987 (原書を大幅に「割愛」や圧縮).
- Staatd, Jochen (1993) *Die geheime Westpolitik der SED 1960-1970*, Akademie Verlag.
- Steglich, Peter ; Leuschner, Günter (1996) *KSZE-Fossil oder Hoffnung?*, edition ost.
- Suckut, Siegfried (2010) Probleme mit dem „großen Bruder“, in : *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, H. 3.
- Taylor, Frederick (2006) *The Berlin Wall*, Harpers Perennial.
- Templin, Wolfgang (1992) Das schlechte Vorbild der Anpassung, in : *Die ZEIT*, Nr. 12 (13. März).
- Timmermann, Heiner (Hg., 2002) *1961-Mauerbau und Außenpolitik*, LIT.
- Vogtmeier, Andreas (1996) *EgonBahr und die deutsche Frage*, J. H.W. Dietz Nachfolger. フォークトマイヤー, 岡田浩平訳『西ドイツ外交とエーゴン・バール』三元社, 2014.
- Wallraff, Günter (1985) Ganz unten, Kiepenheuer & Witsch. ヴァルラフ, マサコ・シェーンエック訳『最底辺』岩波書店, 1987.
- Wentker, Hermann (2007) Außenpolitik in engen Grenzen, Oldenbourg. ヴェントカー, 岡田浩平訳『東ドイツ外交史 1949-1989』三元社, 2013.
- Wettig, Gerhard (Hg., 2011) *Chruschtschows Westpolitik 1955-1964 Bd.3*, Oldenbourg.
- Wiedmann, Roland (2012) *Die Dienststeinheiten des MfS 1950-1989*, BStU.
- Wilke, Manfred (2011) *Der Weg zur Mauer, 2., durchgesehene Auflage*, Ch. Links.
- Wolf, Markus (1997) *Spionagechef im geheimen Krieg : Erinnerungen*, List.
- Woyke, Wichard (Hg., 1993) *Handwörterbuch internationale Politik, 5., aktualisierte und erw. Aufl.*, Leske und Budrich.
- Wyden, Peter (1989) *Wall-The Inside Story of Divided Berlin*, Simon and Schuster.
- <紙誌略語>
- BGBI = Bundesgesetzblatt
- DA = Deutschlandarchiv
- DOS = The Department of State Bulletin
- FAZ = Franfurter Allgemeine Zeitung
- ND = Neues Deutschland
- SP = Der Spiegel
- <ケネディ演説> (引用は()内を表記。以下同様)
- (jfk610120) = 1961年1月20日就任演説, 邦訳も

掲載。
(jfk610725) = 1961年7月25日ラジオ・テレビ訪
欧報告演説。
(jfk630610) = 1963年6月10日平和演説, 邦訳も
掲載。
(jfk630611) = 1963年6月11日公民権演説, 邦訳
も掲載。
(jfk630626) = 1963年6月26日昼, 市庁舎前演説。
(jfk630626a) = 1963年6月26日午後, 自由大学演説。
以上は <https://www.jfklibrary.org/JFK/Historic-Speeches.aspx> による。
(jfk630920) = 1963年9月20日国連演説:
<http://millercenter.org/president/kennedy/speeches/speech-5764>
(JFKPOF-045-026): <https://www.jfklibrary.org/Asset-Viewer/Archives/JFKPOF-045-026.aspx>
<公文書>
(Ulbr) = SAPMO-BArch Büro Walter Ulbricht DY
30/3663
<URL> (引用は () 内を表記。2017年2月20
日時点有効。)
(1000dokumente) <http://www.1000dokumente.de/>
(aoki-web) <http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html>
(Berlin1) <http://www.berlin.de/berlin-im-ueberblick/geschichte/berlin-nach-1945/john-f-kennedy-in-berlin/besuchsprogramm/artikel.6498.php>
(Berlin2) <https://www.berlin.de/rbmskz/aktuelles/pressemitteilungen/2013/pressemitteilung.54524.php>

(Berlin3) <https://www.berlin.de/berlin-im-ueberblick/geschichte/berlin-nach-1945/john-f-kennedy-in-berlin/rede-vor-dem-rathaus-schoeneberg/>
(BBC_day) http://news.bbc.co.uk/onthisday/hi/dates/stories/june/26/newsid_3379000/3379061.stm
(Chronik_dok) <http://www.chronik-der-mauer.de/material/161836/dokumente>
(Chronik der Mauer) <http://www.chronik-der-mauer.de/chronik/>
(CNN_Lo) <http://web.archive.org/web/20000929071123/http://www.cnn.com/SPECIALS/cold.war/episodes/09/reflections/>
(jugendopposition) <https://www.jugendopposition.de/node/145393?guid=197>
(revolution89) <http://revolution89.de/aufbruch/die-opposition-tritt-an-die-oeffentlichkeit/initiative-frieden-und-menschenrechte/>
(LeMO) <https://www.hdg.de/lemo/bestand/objekt/dokument-protokoll-passierscheinabkommen.html>
(mauer-gedenk) <http://www.berliner-mauer-gedenkstaette.de/de/archiv-1147,1312,2.html>
(NSA_Lo) <http://nsarchive.gwu.edu/coldwar/interviews/episode-4/lochner9.html>
(Office of the Historian) <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1961-63v14/d120>
(OSCE_75) <http://www.osce.org/node/39501>
(Wikipedia)
(Wikisource)